

【建設部関係】

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について 【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしくお願ひします。

説明資料は106ページになります。

106ページ下段のその他事務事業の中で、各種期成同盟会等の負担金の支出があるんですけども、事業の成果で、道路事業の推進が図られたということになっているんですけども、具体的に伊豆横断道路建設促進期成同盟会負担金、あと沼津土肥間道路整備促進期成同盟会、それぞれ会費払っているんですけども、この同盟会等の進捗なんかも併せて情報入っていると思うんですけども、4年度に関してはどのような進捗が見られたのか教えてください。

A よろしくお願ひします。

それでは、まず沼津土肥間の期成同盟会のほうについてですけども、実際に沼津土肥間の県道の改良拡幅等の要望を出しておるところですけども、現在、沼津土肥間は、改良というよりも、まだ災害復旧のほうに力を入れているような状況でございます。そして、実際現地のほうへ赴きますと、まだ、土のう等で山留めをしているような箇所が多くございます。実際に多くのところで見られるのが、そのまま数年間放置されまして、草木が繁茂してしまうなんていうことが多いんですけども、まずそのようなことがないように、安全な通行ができるように、除草ですとか木の伐採等の、まずはそういう通常の維持管理を強くお願いしているところでございます。

将来的に渡りましては、その辺の狭小部分の解消ですとか、曲がりなどを減らしていただくお願いを継続しておりますが、現在はまだそこまで至っていない状態なので、今後も積極的に活動のほうを続けていきたいと思っております。

伊豆横断道路につきましては、大きなところでいきますと、伊東修善寺線などの改良拡幅なんていうのがございます。

そして、4年度につきましては、徳永のほうの、ここからいきますと、伊東へ向かう旧道と新道、バイパスのほうの、その三差路交差点を曲がりまして、200メートル程度バイパスのほうへ進んだところに、左側に曲がる急カーブがございます。その辺のあたりの改良をお願いしまして、着手前事業の制度のほうに乗っかっております。それについて、現在地権者と交渉を進めておるところですが、着手前準備制度のほうに乗っかっ

たということで、地権者の合意が得られれば、早い段階でその辺の事業化が進みまして、道路拡幅などが進むと思っております。

また、矢熊筏場線についても、本線は市道として整備を進めておるところでございますが、その前後につきましては県道と接するところがございます。その辺の県道の改良工事と市道の改良工事、その辺の進捗をうまく整合とりながら、県のほうにも事業をお願いし、少しずつではありますが、実施していただいているような状況でございます。以上となります。

Q 現在の進捗の度合いがよく分かりました。

まず、沼津土肥間の道路整備については、まだ、拡幅等の要望は出しているんですけども、そちらのほうはまだ事業着手にも至らず、その前の交渉の段階でも頓挫しているということだったんですけれども、具体的にこの沼津土肥間の道路について、伊豆市として拡幅を要望している箇所というのが、もし分かれば教えてください。

A 一番要望しておりますのは、土肥戸田の衛生センターがございますが、その前後のあたりの曲がりが一番厳しいと私たちは把握しております。また、山からの崩落も見受けられておりますので、その前後500メートル間ぐらいを、特にこちらから沼津側、センターから沼津側のほうを強くお願いしているところでございます。

以上になります。

Q 106ページです。

用地管理課の道路管理事業、用地管理課が道路の管理事業の中で、支障木の業務委託なので外へ出しているんですけれども、19万8,000円だけ金額上がっていますけれども、建設部の市道の維持管理で、道路の草刈りとか、倒木とか除雪とかの除去というのもやっているんですけれども、用地管理のほうでやってくれているこの支障木の管理、どの辺を何か所ぐらいやったのか。林道なのかとか、林道で木が倒れているようなら、自分も連絡させてもらうことはあったんですけれども、その辺なんか、住宅があるようなまちの中の市道というか、そういうところでも、こういうのを用地管理課でやっているのか。

というのは、何でこんなことを聞くかというけれども、結構通常の市民の生活の中で、支障木があるんですけども、なかなか簡単に切れないような事情があって、道路敷なのか、民地なのかとかと、いろんな状況もあるんですけども、地域づくり協議会で支障木の伐採したりとかしているんです。用地管理課でやったこの支障木の管理というのは

どういう内容だったのかというのを教えてください。

A 4年度にやりました支障木の伐採ですけれども、駅北の桜、駅北の堤防沿いに桜が植えてありますが、その桜がかなり市道のほうに来ていますので、それを伐採しております。2回やっております。

Q じゃ、最初からそれをやるための予算を取ってやって、それを執行したということですか。

A 予算は、ここをやるというものではなくて、ある程度何件か要望があったときに動けるように取っておきます。

Q 私も同じところを質問しようと準備していたんですけども、以前、質問したときに、市道だけじゃなく県道、国道でも、支障木はいくらでもあるんですけども、その点検はどうされていますかと聞いたら、市道点検のときに一緒に県道も国道も確認しているということですが、この成果のほうは、安全な運行が確保されたとあるんですけども、取りあえず市道だけですよ。

A 市道だけになります。

Q ということは、市道ってやはりいくらでもあると思うんですが、私も委員と同じように、地区から、修善寺南ビレッジさんとか、ああいうところから、支障木というよりも危険木があるんだというようなことで、では区長さんから上げてくださいというようなことでつないでいるんですけども、そういったものの対応は用地管理課で対応されるということですか。

A 支障木につきましては、用地管理課で対応しております。

Q そうすると、今、委員と私が言っただけでも、何件かあると思うんですが、市内で支障木についての相談とか要望ってどのぐらいあるんでしょうか。令和4年度末で。

A 支障木については、今、用地管理課長が説明して、確認等は用地管理課で行っているんですけども、実際、木の伐採とかの費用になりますと、今19万8,000円で、用地管理課で費用は取っているんですけども、主な費用とすれば、建設課のほうメインとなって対応しているところです。

対応については、建設課の職員も併せて行くような形をとっておりますので、今、議長が最初言われたようなところ、民地とかという、そういう確認から作業が入ってくるものですから、用地管理課が受け付けていく場合もあるし、建設課がそのままもう明らかに道路とかと言えば、そのままいく場合もありますので、ちょっとここは、課長が全

部答弁するんじゃないなくて、建設課長も答弁する部分はかなりあるところですので、それをまず大前提としてちょっと承知しておいていただければと思います。

それと、委員が言った危険木です。かなり危険木についても、確認の意味ではやはり用地管理課へ行って、これが民地なのか道路なのかというところの確認が必要で、民地であれば基本的には、まず民の方にある程度のお願いです。それで道路にかぶさっていて明らかに危険であれば、何かしらまず口頭で言って、まず危険を除去する作業をしなければならぬので、ここは建設課と分けながら協働してやっている状況ですので、ちょっと答弁的には全部やっているわけじゃないので、そこは承知しておいていただければと思います。

Q 説明資料の121ページ、市営住宅管理事業。事業の内容で、市営青羽根団地改修工事ほか1件、5,232万7,000円とあるんですが、前に説明受けたのかもしれませんが、ここの工事の内容と、令和4年度末の入居者の稼働率を教えてください。

A 確認して、後で連絡させていただきます。すみません。

Q 説明資料106ページ、2番、道路管理事業の中で、合計が4,238万3,000円、うち繰越明許になっている金額が50%以上ここに計上されているわけですが、事業を翌年に繰り越したということで理解をしておりますが、この中身についてお分かりでしたらお知らせをいただきたいんですが。

A お答えいたします。

その事業については、当初より2か年で令和3年、4年で計画しておりました道路台帳の再編事業ということで、議会の全員協議会でも2月にちょっと御説明させていただきました。大体12年に一度、毎年、道路台帳の工事を行うたびに改編はしておるんですけども、12年の間に道路改良工事とかがなくて、実際ただ皆さんが使わないことによって、10年間の間にこの道路が実際に市道としてもう機能を果たしていない道路ですとか、あとは逆に皆さんが使うようになって、市道として認定する必要があるような道路、そのようなもので、この3月議会でもお諮りしました道路認定ということで、皆様のほうにお願いしたのは、約90路線の新規認定、140路線の廃止をさせていただいた市道の認定改廃に関わる事業でございます。そのようなものを2か年でやらさせていただきましたので、当初の予定どおり2年でやりました。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

[発言する人なし]

○委員長 では、なければ次にいきたいと思います。

次に、都市計画課所管、決算書214ページから239ページ、附属説明資料107ページから126ページについて質疑はありませんか。

Q よろしくお願ひします。

ページが115ページの野外広告物事業の中の件でございます。9万4,000円の予算で少ないんですけども、ちょっと聞いておきたいのは、大きい台風もあるのでおかしいなと思うのは取り除いてくださるといのは分かるんですが、よく家の近くにある住宅のこういう、どこの業者がやったか分からないような、地図みたいな、それからブロック塀に、どこのちょっと分からないような地図とか、古くなっているのをちょっと見受けるんですけども、そういうものの処置とかはどちらに、こちらの役所に言っ
ていいんでしょうか。それとも、業者でなければ駄目なんですか。すみません、関連でお願いします。

A そういったところが管理しているか分からないとか、そういったものにつきましては、都市計画課のほうにお尋ねいただくような形となります。家の塀とかそういうのに貼ってある、いわゆる金融機関の看板のようなもの、そういったものって基本的には違法となりますので、どちらもやはり都市計画課のほうに言ってくだされば、何かしらの対処はしたいと考えております。

Q お願いします。

ページ、120ページです。牧之郷駅周辺の整備事業ですけども、自分が知っている限りでは、土地交渉がまだ2か所ぐらいでしたか、うまくいっていないということを知っているんですけども、進捗状況をお願いします。

A その土地の交渉について、やはり難航しておまして、工事の現場に行くたびに顔を合わせれば挨拶をする等の話はするんですけども、そこで直接いきなり土地の交渉を始めるといこともなかなかできませんので、その辺は機を見ながら、また交渉のほうを続けていきたいと考えております。

Q ということは今、交渉しているということですね。

それで皆さんの状況では、交渉しているんですけども、進展はあるのかないのか。地

主さんがオーケーしていただけるような見込みがあるのかどうか、その辺も踏まえてお願いします。

A 今のところ、まだ進展が見られない状況にあります。

Q 進展が見られないということが分かったんですけれども、地主さんとの交渉において、ちょっと光でもあるのか、ちょっと光が見えるのかどうか、その辺まで結構ですけれども。

A 牧之郷駅の形がだんだんできてくるに従って、地主さんのお気持ちも変わってくればいいなというぐらいなものですから、まだ本当に遅々として進んでいない状況にあります。

Q 説明資料の119ページの修善寺駅の防犯カメラの設置工事についてなんですけれども、確認の意味で、地元の方からもちょっと聞かれていたので、教えてください。

修善寺駅については、この防犯カメラが、例えばオリンピックなどもありましたけれども、その時点ではついていなかったのかということと、それから事件があったということで前倒しで、1年前倒しで防犯カメラをつけたというふうな説明があったと思います。その防犯カメラのついている場所と個数、ちょっと教えてください。

A オリンピックの際、オリンピックというか事件があった際、修善寺駅に防犯カメラはついておりました。4基ついておりました。ただ、ちょっと駅を建てたときにつけたものなので、ちょっと古くて、画質がちょっと悪かったということで、解析がすごく難しかったということなものですから、防犯カメラ自体はしっかり稼働しておりました。ただ、画像が悪かったものですから、さすがにその状態ではあまり意味がないだろうということで、1年前倒しでの、死角をなくすために、もともと4か所ついていたんですけれども、それを6か所に増やしまして、極力死角のないようにいたしまして、画質も大分上がったということです。

以上です。

Q その6か所、2か所増やしたということなんですけれども、それはどういうことで、死角をなくすということだったんですけれども、そうしますと、4基もともとついてはいたんですけども、画質とかそういうことの更新とか、そういうことはされてこなかったということでしょうか。

A もともとついていたものに関しては、今まで更新はしておりませんでした。

Q 126ページの災害対策費、空き家対策事業のことなんですけれども、先日、市民の方から相談がありまして、部長にちょっと相談はしているんですけれども、もう一度ここで確認なんですけれども、実は家の隣の空き家がありまして、そこが持ち主が夜逃げのようにしていなくなって、もうそのままになって、それがずっとよかったですけれども、古くなって、もう何か自分の家に、こっちに押しかかってきそうということで、これはどうしたらいいんだということになったら、やはり都市計画課のほうに相談にしてくれと言って、その旨電話番号とかお伝えして、ここらにゆっくりと相談してくださいということを行ったんですけれども、そういうケースということはやっぱりおありなんですか。そして、そういうときにはやっぱり、どういうふうに相談事を持っていただいいか、ちょっと答えていただきたいと思います。

A 隣のうちですとか、近所のうちが空き家になっていて、それが危険になっているという状態で相談に来られるということは、何件かあります。

ただ、うちのほうとして、すぐに行政代執行とか、そういったことができませんので、まずは所有者の方を探して、所有者の方に壊していただくように促すということがまず第一になります。ただ、なかなかそこが見つからないということがほとんどなんです。そういった夜逃げのパターンですとか、そういったところが。

そういったところでうちのほうは苦勞しているところで、また、今年6月に空家特措法のほうが改正になりまして、そういった部分で多少、代執行のほうがしやすくなっているんですけれども、そのあたりを来年度、空き家の対策計画のほうを改正の予定ですので、そのあたりを計画のほうに盛り込んでいって、極力そういった危険なものを排除していく、また今年度、空き家の除却の関係の補助金もつくっておりますので、そちらのほうを活用しながら、空き家のほうの除却を進めていきたいと考えております。

Q それじゃ、今の状況ではやはりそちらに相談して、いい方法を見つけるという方法しかないわけですね。その方はやっぱり、夜逃げみたいにして放っておかれたというか、要するに持ち主が全然分かんないわけです。それもあれですので、何しろ相談しなくちゃいけないということですね。

A まずは相談をしていただければと思います。

Q 分かりました。

Q 説明資料の114ページの都市計画推進事業の中で、2の事業内容の下から2段、伊豆縦貫道湯ヶ島周辺まちづくり構想検討業務と、茅野地区周辺まちづくり基本調査業務

が、いずれも令和5年度へ繰越しとなっていますけれども、令和4年度では、どこまで住民説明とか、そういった計画、ある程度は進んだと思うんですけれども、進捗があったんでしょうか。

A まず湯ヶ島のまちづくりの進捗ですけれども、現在繰越ししたまちづくりの構想検討業務、これはワークショップを3回開催しまして、それについて6月30日に完了しております。そこで、大まかなゾーン区分というんですか、そういったものに関して今、構想的なものができるような状態になっております。現在、令和5年度の業務として、令和4年度の成果を基にしまして、もう少し具体的な構想案の作成を行っております。

Q なかなか確定しないもので、その周辺にお住まいの方が生活設計、あるいは商売されている方は、計画ができないというようなお話も聞いたことあるんですけれども、具体的に確定するというか、事業化が決まるのはどのような、令和5年度になっちゃうものであれですけれども、4年度ではどのような計画で、繰越し段階で、どのような計画で繰越しに至ったんでしょうか。

A 4年度につきましては、まだ本当に具体的なものではなくて、ここはこういうエリアにしようね、ここはこういうエリアにしようねと、そのぐらいのもので、あとは道路の線形を入れて、それに対して、その各エリアについて、どういうふうにしていこうという、そういったものを検討している状態です。

Q 附属説明書120ページ、先ほどの委員の質問のところですがけれども、牧之郷周辺整備事業の事業の成果3番、ここに牧之郷地域づくり協議会と協議をしてということなんですけれども、この地域づくり協議会と都市計画課との協議というものは、年何回開いて、内容がどんなものか分かれば教えていただきたいと思います。

A 牧之郷の地域づくり協議会との協議ですけれども、協議というより、今の段階で言いますと、牧之郷の駅の進捗状況について、御報告を差し上げているような状態となっております。年に一、二回、こちらのほうは協議会のほうから依頼がありまして開催をしているような状態です。

Q 先ほどの生活道路2号、この進捗、この辺がネックになっているということとされますけれども、これが完成できないと、どのような状況が生まれてくるのか、説明願います。

A 生活道路2号に関しましては、牧之郷の修善寺駅寄りから県道にアクセスするよう

な道路になりますけれども、駅に入る分には、牧之郷の踏み切り側のほうから入っていただければ、入れることは入れるもんですから、それほど大きな支障ということはないのかなとは思いますが、ただ、その今、生活道路2号のところで止まっていますけれども、そこから先を何か利用しようと思ったときに、その生活道路2号が入っていないと、多少不便になるのかなと思います。

Q 県道のこの区間のセットバックとの兼ね合いというのはあるのでしょうか。

A 県道沿いのセットバックということになりますか。

地区計画上は、現存建物の建て替えをする場合に関しても、特にセットバックは必要ないということになっていたと思いますので、大きなセットバックが必要になるということはないと思います。

Q 分かりました。

Q よろしくお願ひします。

成果説明資料は114ページになります。

都市計画推進事業のうち、事業内容の委託業務の2つ目なんですけれども、伊豆市景観計画、伊豆市WebGIS移行業務115万5,000円とあります。その下に事業の成果にも載っているんですけれども、この業務については、令和4年度で完了したということでもよろしいでしょうか。

A こちらは令和4年度で完了しまして、現在WebGIS上で、こちらのほうは見るようになるようになっております。

Q そうしましたら、令和4年度に完了して、今年度、令和5年度から本格稼働をしているのか分かんないですけれども、事業の成果のところ、WebGISに反映することで、景観計画の市職員への啓発、業務の効率化を図ることができたというところ、ここで言う市職員というのは、都市計画課の職員ということでもよろしいでしょうか。それとも、全庁の職員ということなんですか。

それとあと、事務の効率化を図ることができたということなんですけれども、具体的にその効率化はどんな形の効率が図れたのか教えてください。

A こちらのほうを利用しているのは、主に建設部のほうになりますけれども、庁内全域一体で利用していただけるのがやはり理想ということになります。

効率化ということなんですけれども、今このデータにつきまして、もともと紙で見えていたものがパソコン上で見られるようになりますので、それについては効率化が図れたと

考えております。

Q 主に市職員というのは建設部の職員ということなんですけれども、庁内全体の職員にも閲覧できるようにということがあるんですけれども、建設部以外の職員で、このシステムを活用する場面というのはどういうところがあるんですか。

A これを活用するとなると、主に税務課になるのかなと思います。固定資産税の算定ですとか、そういったことには使えるのかなと考えております。

Q 分かりました。委員長、続けていいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

Q 同じ都市計画推進事業の立地適正化計画策定業務委託480万2,000円について伺います。

以前に本会議の一般質問等でも聞いたことがあるんですけれども、ここで、都市計画推進協議会というのをつくって、令和4年度は防災指針案等を作成したということがあるんですけれども、令和4年度は1回開催しています。この協議会の中で、主に執行部側からの素案の報告だったと思うんですけれども、委員の方からの御意見というか、その辺はどんなものがあったのか。

それとあと、都市計画審議会というのが片やあるんですけれども、この都市計画審議会と都市計画推進協議会の違いというのは、メンバー構成も含めてどんな感じなんでしょうか、伺います。

A 昨年度、都市計画推進協議会開催をしまして、この立地適正化計画について御意見を伺いました。これについては、本当にいろんな意見が出まして、我々も想像してなかったような意見もたくさん出ております。非常に立地適正化計画を策定する上で、非常にいい意見がいただけていると思っております。

そして、都計審、都市計画審議会と都市計画推進協議会、こちらの違いですけれども、都市計画推進協議会につきましては、この立地適正化計画ですとか都市計画のマスタープラン、そういったものを策定とか改正していく際にお集まりいただくような委員となりまして、都市計画審議会、こちらのほうは法定の委員となりますので、やはり特定の計画等にかかわらず、市の都市計画に関わる全般に関して審議をいただくような委員会となっております。

Q 今の推進協議会について、今年、この計画はできると思います。近々、議会のほうに報告があると思うんですけれども、市内でいうと、いわゆる各旧町の拠点地区、天城で言えば青羽根とか、中伊豆で言えば八幡とか、土肥でいけば土肥の中浜とか、あの辺を

中心としたところなんですけれども、この都市計画推進協議会の中には、その各拠点地域の市民の方とかというのは、協議会の中には参加しているのでしょうか。

A 市民の代表ということで、各旧町単位で1人ずつ、こちらは参加していただいております。

Q 分かりました。結構です。

Q 担当がちょっとどこか分からないんですけれども、今年1月の静岡新聞に載ったのですけれども、災害時の緊急輸送道路、これが静岡県東部が6割ぐらい占めているということで、伊豆市の市内にも55か所ぐらいの建物が存在しているということなんですけれども、これは都市計画でいいですか。そうしますと、国道136号、それから414号、それから主要地方道の伊東修善寺線の中で、どこに何棟ぐらいあるかということは把握していますか。

A こちらのほうは把握しております。県のほうで指定をしているものになりますので、こちらは県のほうからリストも送られてきておりますし、県のホームページのほうでも公開はしております。

Q それで、これを耐震にするのか、壊すとかということは、持ち主さんとは何か交渉しているんですか。それは市の役目ですか。それとも県ですか。

A 基本的には県の主導になりますけれども、その交渉ですとか、そういった際には、うちのほうも同行するような形になります。

Q 実は、湯ヶ島のまちの中に、朽ちかけて、いつ倒れてもおかしくないような車庫が残っているんです。あれが地元の人たち結構気にしているわけですよ。ああいったところは、どこが主導でどういうふうにするのか、何か手法はありますか。

A 何度も繰り返しのようになってしまいますけれども、やはりそこは地主さんとか持ち主の方に交渉して、壊していただくのが第一だと思います。

多分あそこの部分だと思うんですけれども、ちょっと、今うちのほうの補助金の対象にもなっていないくて、壊していただくにしても、ちょっと餉が足りないということで、今、意外と天城の宿にそういった空き家が多いものですから、ちょっと要綱のほうを改定しまして、宿も補助金の対象になるように改定したほうがいいのではないのかなと今ちょっと考えているところであります。

Q 緊急輸送ルートの確保ということが、今後大事になってきますもんですから、ぜひともそのようなスピード感を持って対応していただきたいと思います。よろしく願ひ

します。

Q 115ページ、屋外広告物事業の金額的には大変小さなものなんですけれども、2番の事業の内容の中に、是正通知送付2件と、事業の成果、一番おしまいのほうになりますが、令和4年度は2件の違反広告物を是正することができた。この2件、2件はイコールですか。

A この是正通知書を送付して、この2件が是正することができたということになります。

Q 2件はイコールね。同じものということ。

で、その内容的なものについて、県条例に要は違反をしているということですね。細かくは聞くつもりありませんけれども、具体的にこの2件が、何が県条例に触れていて、そしてその県条例にのっとった形にするためには、何をしたのか。

A この2件に関しましては、もう大分老朽化をしているものでありまして、すぐではありませんけれども、倒壊の危険性もあるということで、こちらのほうは是正していただきたいということで、通知のほうを送らせていただいております。

Q 大変難しい表現で、伊豆半島の景観にふさわしい基準にはかりというようなことを書いてあるんですけれども、難しいですよ。何が県条例に違反するのかということ。

古くなって、朽ちそうになっているものを是正をしたということですが、ただ、まだ残りは26件もあるわけです。この辺については、届出があったんですね、もともとは。そして、結果は届出を受理された形の中で実施をして、経年劣化というんでしょうか、ここの中で朽ちそうになったので、これを排除しろと言ったんですか、新しくしたんですか。

A こちらにつきましては除却をしていただきました。

Q ありがとうございます。

Q すみません、防犯カメラに戻らせてください。

伊豆市の防犯カメラ設置のガイドラインとか何かあるんでしょうか。あるいは先ほどの駅のことを聞くと、ちょっと言葉は悪いなんですけれども、使えないものを設置したように聞こえちゃったのか、それとも経年劣化で映りが悪くなったのか。

それと新たなものは、グレードというか、画素の数というか、よくなっているのかどうかとか、あるいは公が設置する場合は、どういうレベルをやろうという何か基準があ

るのか、あるいは民間が自分の家の外のほうを映すときに勝手につけていいのかとか、何かルール上は伊豆市ではあるんでしょうか。

A 防犯カメラをつける際に、特にルールは、市では定めておりません。防犯カメラにつきまして、画像、もともとついていたものは、やはり駅を、それをつけた時点では最新のものではあったと思うんです。ただ、だんだんいろんなものがよくなっていったって、もともとついていたものが陳腐化してしまったということになります。現在ついているものにつきましては、本当に車のナンバーまではっきりと視認できるようなものになってございます。

Q 1台五、六千円から5万、10万みたいなレベルもあるみたいですがけれども、どのレベルをやるのかとか、決まりがあるんですか。そのときの担当者、あるいはその関係で、同じものでも何か違いが出てくるんでしょうか。

いわゆる予算、価格が物すごく幅があるんですけれども、伊豆市としてはどういった基準で、ではこれにしようかと決めているのか、4年度はどうだったのか、教えてください。

A 特に基準を設けてつけたということではございません。やはり、つけた際に写っている画像がよく見えなくて意味がないので、それは現物を確認させていただいた上で、うちのほう、カメラのほうを選択させていただいたということになります。

Q すみません、今のところで細かいんですが、ちょっと確認したいんですけれども。事業の成果で、駅北の駐車場の利用台数が、台数は前年に比べて101.9%、利用料金が115%となっているんですが、まずは、この30分以内が無料でしたっけ、あそこは30分以内の台数もカウントされるのかどうか。

A この台数の中には、その30分以内の台数も入ってございます。

Q ということは、令和4年度は令和3年度に比べて30分以上駐車した台数が増えたという理解でよろしいですか。

A そういうことになります。

ただ、ちょっとデータを見ますと、台数的にはコロナ前を超えているんですけれども、利用料金的には、コロナ前よりも下がっているんです。ということは、コロナ前よりも恐らく、無料の時間内に止めている台数は多いのではないかと考えております。

Q 119ページの防犯カメラについてなんですけれども、以前私が一般質問で聞いたとき

には、たしか修善寺駅についている防犯カメラについては、伊豆箱根の所有物と聞いたような気がしたんですけれども、今回は伊豆市のほうで取替えということ、更新ということによろしいのでしょうか。

A 伊豆箱根さんは伊豆箱根さんで、別でカメラを持っています。駅の市のほうで管理している部分につきましては、市のほうでこちら設置しております。

Q そうしますと、構内と構外で別に、伊豆市のものと伊豆箱根さんのものと別になっているという認識でよろしいのでしょうか。

A 管理区分の協定を結んでおりまして、管理区分が市のものになっているところは伊豆市のほうで設置している、伊豆箱根さんのほうは、駅の構内というか、伊豆箱根さんのほうで管理している部分と、あと主に券売機のところ、そちらのほうに設置していると聞いております。

Q そうしますと、確認なんですけれども、以前壊れていてニュースになったところというのは、伊豆市の持ち物ではなくて、伊豆箱根さんの所有物だったということによろしいのでしょうか。

A 稼働していなかったのは伊豆箱根さんのものになります。

Q 分かりました。ありがとうございます。

Q 1点だけ確認させてください。

説明資料の115ページ、狹隘道路整備事業ということで、令和4年度は交付件数が3件あったと。まずこの件について、伺います。

これは、もう都市計画の線引きが引かれたものですから、建築する場合には届出をしなければならなくて、4メートル未満の道路の場合にはこの事業を行わないと建築の許可がおりないので、必ずやるというようなお話だったんですけれども、そこについての確認をまずさせてください。

A こちらにつきましては、やはり接道の要件がありますので、接道が取れない道路に関しましては、法律上解釈できる部分もあるんですけれども、そうではなくて、どうしてもセットバックが必要な部分、そういったところに関しまして補助を出して、下がっていただくというための補助金ということになります。

Q そうしますと、3件で171万円ということだったんですけれども、感覚的に住民の、うちの土地を市に寄附するんだから、それはそっちでやれよというような、前にもちょっと聞いたことあるんですけれども、そういう案件はなかったですか。

A 今のところ、そういったものは聞いておりません。

Q あと、報償金の上限が50万円と説明資料にあるんですけども、だから全部でマックスで150万円助成するというふうに書いてあるんですけども、この報償金というのは、どういうことなんでしょうか。どういうものなんでしょうか。

〔「報償じゃない、奨励金」と言う人あり〕

A こちらのほうは、道路の隅切りの用地を市へ寄付することに対する奨励金となります。

Q あと届出をしないで、例えば増築をしてしまったとか、そういう例というものもあるんですか。

A 今のところ、そういったものは聞いておりません。

Q それは防ぎようがない案件になりますか。新築ではないので。

A 基本的には、建築確認を出していただいて、こちらで把握するようになるんですけども、やはり御自分で建てられるとか、そういった方も中にはいらっしゃいますんで、そういったものに関しては、なかなか見つけることは難しいのかなと思います。

近所の方の通報であったりとか、我々が現場に出たときに見て回る、あとは税務課あたりで家屋評価に行ったときに、そういったものを情報いただくという形で把握するしかないのかなと思っております。

Q 教えてください。

先ほどの修善寺駅の防犯カメラのことなんですけども、何回も皆さん聞いているんで、ある程度理解はできているんですけども、2つ教えてください。

予算書の中で、駐車料金の集金の業務というのがあって、月に4回及び入金が月に1回という項目があって、その駅周辺点検用委託料は356万の中に含まれているんですけども、決算書を見ると、その料金が書いていないんですけども、これはどこに含まれているんですか。駅北駐車料金、保守点検業務の250万の中に、日当というんですか、業務委託料が入っているのか。幾らぐらい払っているのか、ちょっと聞きたいんですけども。

A そちらは集金等の業務に関しましては、この駅北の駐車場の保守点検業務委託の中でやっていただいております。

Q その金額というのは幾らぐらい。年間払った金額。

A こちらに書いてあるとおり250万8,000円ということになります。

Q 駐車料金集金業務委託料で、集金業務を委託するのに月4回収して、入金は月に1回入金させるということで250万も払っているんですか。

A こちら単純に集金だけではなくて、駐車場の料金のシステム、そういったものを全て保守点検していただいているようなものになりますので、この金額になっております。

Q そうすると、予算書の中の356万4,000円の中に、この集金業務の委託料が含まれていると、予算書の中では、そういう解釈でいいんですね。

A それで結構です。

Q 分かりました。もう一つ、よろしいですか。

もう一つは、防犯カメラの工事174万9,000円、これいつ工事をやったか分かりますか。

A 今年2月だったと思います、確か。

Q 今年の2月ということは、これは、では中学生の行方不明の事件があった、昨年12月以降、この事件を受けて工事を始めたということで、予算書にはこの防犯カメラは載っていないんですね。今回、急に決算書に載ってきたということは、この事件を受けて、防犯カメラをつけたということで解釈していいんですか。

A 防犯カメラの更新に関しましては、本来5年度でやる予定だったんですけども、こういった事件がありましたので、何とか無理やり予算をやりくりしまして、4年度に繰り上げて実施したということになります。

Q この事件があったんで前倒ししたということの理解。

これは防犯カメラの話だよ。僕はずっと議員をやっていて、森議員がずっと防犯カメラ、何十回となく一般質問で取り上げていて、今まで全て否定してきていましたよね。急遽こういう事件が起きたので、予算を組む予定だった、5年度予定だったという考え方は何なんですか、それは。ちょっとお聞きしたい。これ決算とはちょっと違うかも分かんないんですけども。

A やはり今、5年度にやる予定ではあったんですけども、やはりこういった事件が起きたこともありますし、また駐車場内での事故等も比較的多くなってきていますので、意外と当て逃げみたいなことも多いものですから、そういった部分で、防犯カメラのほうは強化していったほうがいいのではないかという考えから、こちらのほうは実施させていただいております。

Q ということは、森議員がずっと一般質問で取り上げたことを否定してきていたのは間違いだということで、いいですか。

A 一般質問で森議員が質問していたのは承知しております。

ただ、今回、うちの施設の管理下の中での事案でしたので、またその件は別に、うちの管理の中でカメラがちょっと支障しているということは由々しきことだったので、今回の緊急措置とさせていただきます。

また、防犯カメラの議論については、もっと大きいくくりの議論というのはあるかと思えますので、我々とすれば、十分な管理している施設の中での出来事だったと捉えていますので、ここはしっかりやりたいというところで緊急措置をさせていただいた形となっております。

以上です。

Q それでは、時間となりましたので、休憩を閉じ、審査を再開いたします。

次に、建設課所管に入る前に、先ほど下山委員からの質疑で用地管理課のほうの回答が残っていましたので、そちらを答弁よろしく願いいたします。

A 先ほどはすみませんでした。

決算成果説明資料の121ページ、事業内容の一番下の、先ほど質問していただきました市営青羽根団地となっておりますが、すみません、新青羽根団地の誤りでございます。申し訳ございません。

それで、この工事につきましてどのような工事かということだったんですが、新青羽根団地とほか1件ということで、市山楮人団地の外壁の防水の改修工事となっております。いずれも30年が経過しておりますので、延命というか保守的な形でやらせていただいております。

それから、稼働率ですけれども、新青羽根団地が24戸中18、それから市山楮人のほうが17戸のうちの9戸入っております。

以上となります。

○委員長 再質問ありますか。

よろしいですか。

○委員長 それでは、次に建設課所管、決算書180ページから293ページ、附属説明資料84ページから168ページについて質疑はありませんか。

Q 附属説明資料の109ページの市道整備事業からですけれども、この中の橋梁整備について伺いたいんですけれども、予算の説明資料を見ると、橋梁点検調査業務委託料が市内62橋梁、それから長寿命化橋梁修繕測量設計業務委託が、修繕設計業務が9橋梁、橋

梁撤去設計業務が1橋梁となっていますけれども、決算書に金額は出ているんですけども、この件数は分からないんですけども、この件数は全て完了したんでしょうか。

A 委託については、橋梁の点検については予定どおりやっております。設計についても予定どおり行っております。

Q そうしますと、その下に、これ予算の附属説明資料なんですけれども、橋梁長寿命化計画策定業務委託料で600橋梁ってあるんですけども、600も市内にあったかなって思っているんですけども、これは進捗はどんなでしたでしょうか。

A 橋梁の計画は、市内全体の橋梁の老朽化とか状況を把握しまして、それを計画的に、予算の関係もありますので割り振って修繕していく、そのために業務委託をしておりますので、市内全体の橋梁、悪いものとかそういうところ、どこを先に優先してやろうとか、そういうところを割り振るためにやっておりますので、全てを一応チェックして、完全に新しくて問題ない橋もありますので、そういうのを把握しながら業務委託としての計画を作っております。

Q そうすると、一通り橋梁の点検というものは終えているということで理解したいと思えますけれども、あと長寿命化橋梁修繕工事が5橋梁、予算で上げられているんですけども、御幸橋ほか4橋ということですが、これらの進捗はいかがでしたでしょうか。

A 橋梁のほうは予定どおり修繕のほうを実施しております。

○委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q すみません、幾つかありますので1つずついきます。

まず、決算書の183ページ、説明資料は84ページになります。

決算書でいくと農業用排水路改良補修工事となっています。説明資料のほうで41件になっています。931万3,700円。41件で930万の農業用排水路の補修工事を行ったということだと思います。これ恐らく地区要望がいっぱい上がってきた中から41件選んで行ったのかなというふうにとれるんですけども、それでいいのかどうか。ということであるなら、どういう優先順位でこの工事がこの箇所を選んで、実際に用排水路の補修が行われた、改良が行われたのかというのを教えてほしい。

一般的に圃場整備をやったようなところで排水路が傷んでいるというような話を、

よく以前から聞いています。今もその状況は続いています。4年度もそういうところが配慮されて用排水路の補修がされたのかというところを教えてください。

A 委員おっしゃるとおり、基本的にこちらの箇所数は要望、その他の補修箇所情報、あと口頭とか何かで不具合なんかあった所を見て実施しております。要望等につきましては、例えばですけれども、この後にもありますけれども県の補助、ちょっと受益等要件を満たすものは県の補助事業として実施しているものもございます。優先順位ですけれども、要望等を受けて職員が現地確認した中で、例えば漏れていて隣の家の庭が水浸しになったら、これはもうすぐにでもやらなきゃならないので。ただ、漏れているけれども水がどこに行っちゃっているか分からないぐらいですと、まだもうちょっと後回しにしようとか、そういう現場ごとの判断、職員の判断で優先順位、今年やるのかあともうちょっと待ってもらおうのかというのを判断している状況でございます。

Q 水の道というのは公共なのか、または私なのかみたいな境目があるのかというのが判断の基準になっているかどうかというのをちょっと聞きたい。それと同時に、その下に原材料支給というのもある、材料は出すから自分で直してねというのがこの原材料支給だと思うんですけれども、実際にその上の930万でやったところというのは、要望でいうと何%ぐらいカバーできているのかというのと、原材料支給のほうはそれよりももっとカバー率が高くて、要望に対してほぼほぼ応えられているのかとかというのは、その辺はどうだったんでしょうか、4年度は。

A おっしゃるとおり、幹線の皆さんが供用している水路、これは当然市のほうでやります。あと取り出し、個人のほうに完全に入っちゃったらここは個人のもですねというんですが、取り出しぐらいまでは市のほうで面倒見ることもありますが、独自の取り出し等を造っているところは御自身でお願いしますとか、そういうお話は現場ごとにさせてもらっているのが現状です。

Q 要望に対する。

A すみません、ちょっとそこはまだ計算していないんですけれども、原材料支給ですと水路なんか多いのが、普通用水路ですと蓋はしないんですけれども、地区で蓋をしたいよなんていうときは、じゃ原材料支給で出しますので地元で蓋を設置してくださいとか、そういうパターンが多いかなと思います。ですから、原材料支給、要望の中から原材料支給でお願いしますと回答することもある、そうすると地元のほうでやるやらないの判断がまた別れますので、地元のほうでやりたいということであれば原材料支給で受けているような状況です。

○委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q 今回の関連ですが、もう大分補助整備等が終わって経年劣化が進んで、いろんなところで漏れているような気がするんですけども、だから個別対応では切りがなくなっているよね。総合計画作って計画的に直そうなんていう検討は、4年度はされたんでしょうか。それとも、言葉は悪いですが場当たりのやらざるを得ない現状なのか。どんな検討をされたのでしょうか。

A 市内に水路は物すごくあるので、我々市のほうで全部把握できていないのが正直なところになります。そうしますと、やはり地域から補修箇所とか要望とかが情報の基となっておりますので、その中である程度広域に、これはもう古過ぎるから直したほうがいいじゃないかという場合は、単独ではなくて県の補助事業をやるように、実際にもこの後の県単の補助のほうに5件ぐらい、決算に載っておりますけれども、そういうほうに向けてかやっております。申し訳ないですけども、全体を見てやっていこうというところまでまだいっていないのが現状です。

○委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q 今度は説明資料の85ページで、決算書はさっきと同じ183ページです。

ため池耐震劣化状況実施計画策定業務委託452万。これの4年度、どういう計画ができたのかというのを。

A この事業は、地震が起きてため池の決壊ということで、東北の地震等で甚大な被害がございました。それを受けて、現在現況のため池の安全性とかそういうものを検証することになりまして、4年度はその基礎的なものとして基本設計を行い、本年度、そこに事業化に向けての検証を行っております。来年度、事業化の計画の認定を受けられたらその後工事ということになりまして、3年間かけてこのため池を検証する、その初期段階で基礎的なものと概算の設計を行っております。

場所は、土肥地区の小下田地区にある本堤といって3つあるんですが、一番大きなため池となります。

○委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

[「建設課全部」と言う人あり]

○委員長 そうです。決算書の180ページから293ページで、説明資料の84ページから168ページまで、幅広くあります。

Q じゃ、飛びます。

説明資料の109ページ。あと決算書は219ページあたりになります。

ちょっと細かいですけども、すみません。市道の整備事業の中をちょっと確認させてください。

測量設計のところ、109ページの説明資料の中だと、8-2-2-12の中に矢熊笹場線も入っているんですけども、矢熊笹場線は決算書のほうで見ると現況測量がないような気がするんですけども、繰越明許の中で設計がまたあったのかちょっと確認させてください。

それと関連なんですけれども、測量設計の中の市道出口平石線、85万ですけども、設計が出ています。これは市のほうでこの路線をやろうとしているのか、県代行の続きをやるために市で測量設計しているのか、教えてください。

A まず、矢熊笹場線ですけども、4年度用地測量等の発注をしましたが、これ繰越しをさせていただいておりますので、項目としては載っておりますけれども。それと、出口平石線ですけども、こちら県代行の事業で実施しております。その設計を一旦は渡してあるんですけども、年数がたってとか状況がありましたので、その見直し等を行って、その成果を県に渡しまして県でまた工事をしてもらうというための測量設計の部分は市がやることになっておりますので、そのために今修正に対して使ったお金となります。

以上です。

Q じゃ、出口平石線の県代行はまだ何年か先まで続くという予定ということでしょうか。

A 一応、今設計はまだその先まで、あと10メートルですけどもやっておりますので、一応そこまではやっていただけたと思います。

○委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q お願いします。

111ページ、河川の維持改良事業です。

2番の事業内容ですけれども、下のほうに行くと河川費補修工事が35か所ある。よくやっただけしているなということは確認しました。それで、その上の2か所、土砂撤去等ってありますよね。これですよね。よく区長さんとの地区要望で、河川だとかいろいろの地区要望がたんとあると思うんですけれども、それはどのぐらいの要望の案件があるのか。また、それに対して4年度は2か所土砂を撤去したということなんですけれども、これ果たして2か所でよいのかどうなのか分かりませんが、台風等で今すごく河川が、あちこちの川を見ると堆積しているんですよね。その辺を把握した上で、2か所で果たしてよいのかどうか、その辺を伺います。

A まず、河川の事業が2か所になっていますけれども、用水とかそういう農業用水路とかに関係するところもございますので、そちらのほうで詰まった、あとは道路の側溝とか道路と絡んでいるところは道路のほうで処理したりする場合もございます。委員おっしゃるとおり、堆積とかが地区のお話でひどいようでしたらしゅんせつみたいなことも検討していかなきゃならないと思いますので、その辺は地区からのお話の中で、除去とかのほうは実施しておる状況です。

Q 自分、ある地区から河川がものすごく、1メートルぐらい通常よりも堆積しているというんですよ。地区を言ってもいいんですけども。それを地区要望として毎年のように出しているんですけども、全然やってくれないというんですよね。そういうのはちゃんと、建設課としてはその場所を見て確認していると思うんですけれども、それなのに何年も要望出していたのにやってくれないのはどういうことだっていわれて、俺も困ったんだよね。その辺はいかがですか。

Q 令和4年度の事業について回答してください。お願いします。

A 地区要望のほうは、必ず職員のほうで現地を確認している状況です。それで、あと堆積というのは多分どこの河川でも見受けられるような中で、過去そこであふれたとか大水が出たときどの辺まで上がったとか、そういうのも何となく情報としては分かるので、その中でやっぱり優先順位、もうあふれて道のほうに出ちゃうとか、そんなところを先にやらせてもらっている状況ですので、今後になりますけれども、堆積はどんど

ん増えていく状況かと思いますので、やはりどこかで除去はやらなきゃならないかと思えますけれども、4年度は職員が目を見て優先順位の高いところ、毎年そうなんですけれども、そういう状況でやっておりますので、申し訳ないですけれども、引き続き要望とか情報の提供いただければと思います。

Q 台風が来て被害が出てからじゃ遅いんですね。その辺を踏まえた上で、再度よく見て、これだと思ったらやっぱり除去して撤去したほうが良いと思うんですけれども。終わります。

A 委員今おっしゃられた要望の箇所というのは、県の川も多分含まれているかと思えます。この決算は一応市の川の決算ですので、市の川もかなり堆積があるものでやっていかなきゃならないんですけれども、県の要望というのはかなりありまして、それは随時県のほうには届出は出させてもらっています。土砂もそうなんですけれども、流木とかも結構入っているとかがという要望は受けていますので、その都度上げさせてはもらっているところなんですけれども、やはり県は県でしっかりと川の堆積度合いを十分パトロールの中で把握しながら、優先順位をつけても一概に要望が全部すぐ通るかというのと、あと緊急的にやってもらうタイミングもありますので、何度も順位が逆転するときもありますけれども、基本的には県の河川管理の川のほうが多いかなとは思っていますので、そこは引き続き情報は上げさせていただきますので、全てできるかというのは県のほうに委ねるところはありますけれども、その辺はそういうふうに承知しておいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q すみません。先ほど用地管理課で聞いた市道の支障木の件なんですか、108ページになるのでしょうか。市道維持補修事業ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

Q 令和4年度は支障木の撤去の相談とか要望って何件ぐらいあったかお聞きします。

A 支障木については、大体緊急で電話等で来ることが多いものですから、申し訳ないのですが、要望の件数というのは整理していないんですけれども、実際市と維持管理の中で、大体10万円ぐらいで片づくものは修繕費の中で対応しておりますし、巨木の撤去みたいなものは道路工事のほうで対応しております。それぞれ維持のほうで対応したのが24件、工事として対応したのが14件となります。

そのほかに、職員が行ってのこぎりやチェーンソーで切れるようなものは、自前で処

理しますし、電線等にかかっているものについては東電に照会して、東電さんのほうで処理してくれる場合もありますので、こちらの支出したもの以上には実際しております。あと、支障木といっても民地に生えている生きている木みたいな、ちょっと予防的な観点になるんですけども、そちらのほうまでは現在ちょっと踏み込んで対応していないような状況です。

Q すみません。民地には踏み込んでいないというんですが、具体的にはどのように対応されたのでしょうか。

A 民地から出ている木でも、枝が完全に折れてぶら下がっているようなものはすぐ対応していますし、道路の通行に支障のある状況になれば、これは即時対応するようにしております。今ちょっと問題になったのが、枯木とかが多い状況ですけども、そういうものについてはまず地主さんのほうに対応していただけないかという、これはもう用地管理課とも協力してになりますけれども、まずはしていただいて、そういうお願いをしている状況です。

Q そうすると、所有者が不明の場合には、手をつけられなかったですね。

A 基本的には木といっても一応財産という考え方もできますので、勝手にはできません。ですので、不明な場合は正直我々としての課題ではあるかと思っております。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q よろしくお願ひします。

今いろんな議論を聞いて感じたんですけども、建設部の所管の中で、あと今の河川維持改良とか、あとは市道の修繕補修とかいろいろありますけれども、基本的には市民からの地区要望を基にして事業を執行しているということなんですけれども、令和4年度について、令和4年度に地区の要望として出たものについてのいわゆる解消状況とかその解消率とか、その辺は数字で把握できるようになっているのでしょうか。

また、令和4年度以前、例えば先ほど星谷委員のほうからも話がありましたけれども、何年も何年も地区要望を出しているんだけれども、なかなか改善の余地が見られないということも事案としてありますけれども、そうしたものの、いわゆる要望の管理ですね。それは建設部の中ではどういうふうに管理しているのでしょうか。また職員が変わることもありますので、そうしたものがちゃんと引継ぎ資料として管理されているのか、ちょっとその辺を、令和4年度に限らずになってしまいましたが、令和4年度については解消率というのは数字として把握できるようになっているのか、ちょっと答えて

ください。

A 地区要望ですけれども、地区要望の場合は令和3年度に出たものを4年度やるということになっておりますので、総数で要望数は337件となって、建設課所管の分が234件ございました。そのうち実施済みが49件、それともう一つ、その年度に出る一般の補修箇所情報というのがございます。こちらが総数で396件、そのうち建設課所管となるのが305件、実施済みが133件となっております。

それで管理の方法ですけれども、地区要望、補修箇所情報ともうちのほうでリストを作っております。担当職員が見てそこにコメントを書いて、要は経過観察にしようとかここは今対応しますとか、対応する場合とかは区長さん等に連絡を取ってやるようにしていますので、その中で表を見ながら管理しています。ただ、地区要望については、本年度やらなかったものは一応来年度も引き続き要望するなら要望書に入れてくださいというふうにお願いをしておりますので、前にも要望とのお話ですけれども、全部実際にはやり切れてはおりませんので、うちのほうで現況を見ながら、あと老朽化とか何かの進行状況を見ながら、優先順位をつけてたたいておりますので、一応リストを作って管理をしております。

Q れども、要望を出す、いわゆる情報発信者ですよ、主に区長さんになるんでしょうけれども、その方への年度ごとのフィードバックですよ。今年度できなかったものはまた来年度要望を出してくださいと言ったときに、今まで例えば青羽根地区において、この要望が過去にあったけれどもこれはまだ完了していませんというようなものを、リストを例えばその区長さん、区長さんは毎年変わるものですから、その辺を例えばフィードバックするとかということは建設部のほうでやっているんでしょうか。

A 要望事項につきましては、事前の要望となっておりますので、いただいた年度末に市のほうからまとめて、建設部以外の所管もありますので、来年度やりますとかちょっと経過観察してくださいとか、そういう回答を出しております。

Q では、確認ですけれども、主に区長さんはこれまで出したものについてこれはやってくれた、済んだなど、まだこれについては終わっていないな、それについて市のほうがいついつだったらやれるようにしますとかと、そういう回答があるなど。それを全部、全て過去に要望したものを含めて、一覧として見ることができる仕組みになっているということでもいいんですか。

A その年の分は、区からの要望に対しては回答を出して区長さんにお渡ししておりますので。ただ、古いものはもう前年度とかに出していますので、改めて見ようと思うと

問合せをいただくしかないですけれども、毎年回答は出しておりますので、区のほうでは把握いただけているものと思っております。

Q 各自治会の区長さんも1年任期ですね、ほとんど。引継ぎ事項の中に、その要望したものについてもいろいろあると思うんですけれども、区長さんの事務負担を減らすために市のほうがその辺の情報提供をやることというのは、ごめんなさい、語弊あるかもしれないけれども、そんなに大変なことじゃないと思うんですけれども。それをやろうと思わないというか今までやってきていないというのは、どういう理由なんですか。

A 申し訳ございません。市のほうも要望を回答しますし、それについて質問があれば随時区長さんとお話しておりますが、大体年間300何件あるのを、全部の区長さんのほうにこちらから個々にアプローチすることはなかなか実際できておりませんが、ただ要望の内容で分からないようなことがあれば、こちらで聞いたりとかそこで区長さんとお話ししたり、できるだけ地区の意見を取り入れるようにはしたいと思っておりますが、正式な回答としてはいただいたものを年度末ぐらいにお返しして、質問があれば区長さんにその回答をよく聞いていただいたり、説明したりということは随時しております。そのような状況です。

Q 最後にしますけれども、僕が今イメージしている管理とちょっと違う感じがするんですけれども。

そもそもリストは作ってあるというお話なんですけれども、そのリストの作り方というのは、例えばその受付順に作っているのか、またはしくは、できればその行政区から要望上がってくるので行政区ごとにリストを分けて作っているのか、その辺を最後聞いて終わりにします。

A リストのほうは行政区ごとに分けております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

Q 実は要望事項っていうのはかなり年数を経てきて、継続した要望もあるんですけれども、そうではなくて緊急要望なんですよね。危険性があるかないかという判断が、この区長の力量によるんですよ。訴え方。写真を撮ってここですよってだけで資材持って行って終わりって、そういう区長もいるわけですよ。ですから、判断するには写真たった1枚じゃできないですからもう少しくださいねとか、そうしないと、危険性があるところはそのままほったらかしておいて、区長さんの力量によって大したことないなど

思うし、それをそのまま支所を通して本庁のほうに伝わると、何だこれ大したことないなということで置き去りにされる場合もあるんですよね。そういうところをよく判断した中でやっていただきたい。つい最近もあったんですよね。だから、なかなか区長に対して緊急要望出せよと言ったって、どこに出したって言ったら支所に出したって言うだけであって、その後どうしたなんて言ったらそのままだと。そこのところが崩れてきたらどうするのって言ったら、うんというような。だから、そういうこともありますので、もう少し資料ちょうだいねとか、それから現地を確認するとか。私直接行ったらすぐやってくれて、その日のうちにやってくれたのかな。本当によかったと思うんだけど、そういうことで緊急性があるかないかということを経理が判断できない場合がある。もっと資料をくださいねっていうことも私は必要だと思うので、それは窓口が支所に持っていけばいいのか、支所長さんにも要望の旨を伝えておいて、そうしないと判断を誤る場合もありますから、そういうことのないようにぜひともお願いしたいなというふうに思います。これはお願いです。

○委員長 答弁はよろしいですね。

質疑ほかになれば、次に、上下水道課所管に移りたいと思います。

それでは、次に上下水道課所管、決算書78ページから229ページ、附属説明資料13ページから119ページについて質疑はありませんか。

Q 119ページの下水道事業の健全な経営のためということで、いわゆる接続率ということで下水道ですね。いわゆる健全経営には、そのつくったエリアの中に全員が入ってもらわないとなかなか経営というのは改善しないと思うんですけれども、私の言葉で営業努力はどの程度令和4年度はして、どの程度の実績があったのか。いわゆる全戸数に対してどのぐらいの戸数が今接続されているか、地区別に。地区別っていうのは中伊豆、修善寺、土肥とかそういう意味ですけれども、教えていただければと思いますけれども。

○委員長 ここは駄目。

〔「事業でやっているのは特別会計」と言う人あり〕

○委員長 これは特別会計。

Q 特別会計なの。この下水道事業は工事の関係だけということ、ここは。

A 上下水道課長の浅田です。119ページについて御説明のほうさせていただきます。

こちらにつきましては、一般会計から下水道事業会計の繰出金になっております。先ほどの御質問につきましては、改めて総務経済委員会の中でお答えのほうさせていただきます。

だきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

Q なぜこれが健全な経営につながったかという文章がよく分からなかったもので、内容を聞こうとしたんですけれども、なぜこれが繰り出しが健全……。ああ、下水道側から見ればお金もらえたんだからね。これを健全というかどうか。分かりました。

Q よろしく願いします。

成果説明資料の70ページになりますけれども、上下水道課所管の合併浄化槽の整備事業の380万8,000円についてお聞きします。

事業の内容にそれぞれ新設であったりとか、単独浄化槽からの付け替えであったりとかという件数が乗っかっていますけれども、特に単独浄化槽から付け替え1基というのがあるわけなんですけど、この事案については、そもそも今使っている単独浄化槽が使えなくなったので合併浄化槽に付け替えたということによろしいでしょうか。

A そのとおりでございます。単独浄化槽からの付け替えということになります。

Q もう今法律的に単独浄化槽は認められないので、合併浄化槽じゃなきゃいけないんですけれども、うちも実はそうなんですけれども、20数年前に建てたときから単独浄化槽で今も故障なく使っているもので、故障したら付け替えなきゃいけないなと思っているんですけれども、今市内でうちみたいに単独浄化槽をまだ使用している、そういった世帯というのはどれぐらいか把握していますか。

A 一応数字のほうは準備はしていたんですが、下水道事業会計のほうの絡みで数字のほう準備したもので今手元にございませぬ。また改めて数字のほうをお伝えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○委員長 なければ、もう一度全体を振り返りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、全体を振り返りまして質疑を受け付けます。いかがでしょうか。

Q お願いします。

戻りまして、121ページ、用地管理課主管の部分になるかと思いますが、伊豆市の行

財政の中で、将来大変逼迫した状況になると想像ができると。これについては公共施設の再配置問題、これについても一丁目一番地で借地解消、これがうたわれています。このことについて、例えば事業の内容の中で、借地料9団地分1,015万円、これは実施になっているわけですがけれども、この辺についても将来像を見据えた上で、団地の部分についても公共施設再配置問題の一環ではあろうとは思いますが、自助努力というのは4年度はなされたんですか。それとも手をつけないんですか。それと、事業の成果の中にある長寿命化を図るということになると、将来もこの団地については継続をしていきたいんだという思いは見えるわけですが、については借地解消も少なくとも令和4年度以降ということになるのかもしれないんですけれども、それについての着手は建設部としてなされているんですか。

A 借地につきましては、この市営住宅の費用の中でかなり占めていますので、令和4年度にどんな形で進んでいるかといいますと、現在住んでいる方がおりますので、その方たちに……。すみません、借地部分の市営住宅になります。特にその天城の市営住宅につきまして、なるべく需要の少ないところですね。借地していて入居者のあまりないところにつきまして、少しずつ解消していく予定にはなっております。4年度には青羽根団地につきまして、地権者のほうから借地を返してほしいという要望がありますので、青羽根団地を優先して、入居者につきましていろいろ転居とかそういうお話をしております。4年度には全て入居者にはできなかつたんですけれども、今年度一応皆さんにはお話がにつきまして、退去していただけるように促しているところでございます。

Q そうすると、令和4年度の借地料1,015万円という数値は、大半は青羽根が占めているというふうに理解をしいんですか。

A 青羽根団地はあくまで一部になります。一部です。段階的にほかの借地の場所も解消できるように進めてはおります。

Q いずれにしても、市、行政として考え方が公共施設再配置の一環の中で借地解消というのは大命題、一丁目一番地になっているわけですので、関わる場所ではないのかもしれないんですけれども、やっぱり借地解消をしていかないと、1,015万円が4年度の実績ですけれども、これ以降についても長寿命化を図ろうとしているわけですから、何十年も続けるのかという話なんですね。つまり、市長以下行政の方々が公共施設再配置をするには借地解消をするんだと、していかないと至らなくなるよ、借金財政になっちゃうよ、公共施設の再配置をするんだ。その中身としても、借地の問題については解消しようということを旗を立てている、フラッグシップがそこにあるわけですから、そ

れについても建設部としてもその一環の借地料というのが上がっているわけですので、要するに考え方の共有をしていただけているんですねというのが私の質問です。

A そのとおりでございます、令和11年を目標に、あくまでこれ入居者がおりますので必ずしも計画的にはいかないんですが、11年度を目標に借地の解消、全てではありませんけれども計画は立てております。

以上です。

Q ぜひよろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q よろしく願いします。

今の委員の質問にちょっと付け足すんですけれども、課長はいわゆる今の市営住宅の入居率を見ながら、将来的には再配置計画に基づいてこの団地については要はやめるということで、要は借地を地主さんにお返しして、それで借地解消を図るんだみたいなスタンスのお話をされたと思うんですけれども、あと一方で、その再配置計画に基づいて、この市営住宅は残すんだというところがありますよね。戦略的に長寿命化計画を立てて。そうしたところについては借地じゃなくて、将来的な財政負担を減らすためには市のほうが買い上げるという方法もあるんですよね。それも公共施設の再配置計画の中にも載っています。令和4年度については、そうしたいわゆる借地部分の地主さんと将来的な買上げについて交渉が進んだのか、それについてまだお答えいただけていないので、それについて教えてください。

○委員長 令和4年度分についてどれだけ進んだか進捗具合ということで、お願いします。

A 令和4年度につきましては全く進んでいないわけではないんですが、ほとんど進んでいない状況です。

A 今委員の御質問の、借地を買い上げて長期的な負担を軽減していかなければというような御意見かと思います。これ前課長の際、一回令和4年度までの試算をしたところ、取りあえず11年に今課長が申しあげましたとおり、一旦今の計画をそこまで仕上げます。その仕上げたところまでのシミュレートの中では、今の段階、買うよりも借りたほうが安いであろうというような試算で、現在再配置計画の中にあります借地解消で11年までに解体する、しないと判断したもの、それについては買わないほうが良いということでお返ししますけれども、11年までのシミュレートの中では、借り続けたほうが

買うよりも安いという、そこでもう一度、再度判断を残ったものについても10年ぐらいの計画でやっておりますので、入居者の率とか利用率も大分変わってくると思います。そこでもう一度見直しをする際に、やはり御指摘のとおり、まだそこから長期的に残すものは買い上げるべきなのか、そのまま借り続けるほうがいいのか、10年ぐらいごとに見直しを行っていきたいと思っております。現時点は11年までの試算の中で動いているような状況でございます。

Q 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

[発言する人なし]

○委員長 ほかに質疑はございますか。

Q すみません。今の住宅のところ、違う観点から。

この入居率ですか。その入居率が低いからと壊すんだって議論になるんですけども、そもそも本来の目的は低所得者に対して社会活動の増進に寄与することを目的とするということで、いわゆる世帯状況等変わった中で保証人の問題とかあるわけですよ。つまり入りにくい、本来借りたい人が借りにくいレベルがあるんじゃないかと。それで、よそとか県では保証人は要らないと見直しをしているんですけども、入居率がない原因をどのように4年度分析して、あるいはこんなように申請したいんだけどその申請件数、それを断った件数とか、そういったデータがあったら教えてほしいなと思ったんですね。

その上でどういうところ、本来伊豆市が残す市営住宅とか、何のためにやるんだということをやらないと、何かお金のことだけで市営住宅を壊すの返すのやっているような気がしてしょうがないんですけども、本来の目的に沿って、伊豆市としてこれが使われていたのかどうか、4年度はどんな分析をされたんでしょうか。

A 空いたところにつきましては、今までも募集はかけておるんですけども、募集かけても応募がないとか、そういうところもかなりあります。その入居希望の状況とか見まして、あと全て壊すわけではなくて、利便性のいい修善寺地区とか、各地区に必ず1つは残す予定ではあります。

Q 要は、居住を一番必要としている単身高齢者とか、障害を持っている方が伊豆市で暮らそうとしたときに、住居がなかなか民間等で借りられないわけですよ。そういったときの補完に公のところこういうところをもってやるという認識が私はあるんです

けれども、ただそのときに保証人がいなきゃいけないとか何か云々かんぬんがあると、やっぱり使えないんじゃないかという認識になっていて、それをもっと解除するならば、もっともっと本来の使いたい人が使えるんじゃないかということを言いたいんですけれども、それが県とか他の市町村見直しされてきて、使えるようになってきているんですけれども、伊豆市はそれを4年の間にそういった検討されたのかどうかという。これ決算ですから確認したかったんですけれども、そういうことをやらないといつまでたっても同じ現状で、入居率が上がらない、募集してもって。そもそもだって募集要項の基準を見れば、あっ自分は使えないなと思えば相談も行きにくいわけですね。他方、よその部署の福祉関係者からは是非使いたいんだけど、やっぱりこういった市営住宅は使えないよねということになっちゃって、じゃ、その人はどうするんだ、そうするとやむを得ず施設入所だとかそういう話になっちゃうものですから、もっともっと人口減対策としても、伊豆市にとどまってもらえばそういったところにも力入れないと、人口減を止められないのかなという観点もあって、くどいですがけれどもこちらの居住福祉という観点からこれを分析すると、もっと4年度分析されて、使い勝手のいい市営住宅になってもいいのかなと思ったものですから。くどいですが、4年度はどういった検討をしたのかということをお教えください。

A すみません。今の御質問について保証人制度のところ、あとは福祉政策としてやるところで、それはちょっと厳しいんじゃないかなというようなことで御指摘を受けたと思うんですけれども、令和4年度までについて、保証人が用意できないから申込みをできないという事実を、こちらではちょっとすみません、受け付けていないというのがまず現状でございます。

そして、今市営住宅、今月号募集を再度かけておるところですけれども、そこにも細かい要件はあえて載せないようにしまして、用地管理課にお尋ねくださいというような書き方をさせていただいております。というのは、本来保証人は近しいところに住んでいらっしゃる方とか身内の方が望ましいんですけれども、そういうところにもちょっと遠方であったり、お知り合い、お友達であったりでもいいというような、ちょっと柔軟な対応をさせていただくような御説明を、電話をいただいた際にはさせていただきます。こちらのほうでは今のところそのような保証人が用意できないので諦めたというような事実がないものですから、ちょっと確認をしていません。ただ委員御指摘のとおり、福祉サイドのほうにもそこをもっと丁寧に説明して、窓口にもそちらへ、福祉サイドに来た方にも用地管理課にまず一度はお問合せをするようにという話をしてお

けばよかったのかなと、今聞いて思いました。

今後その辺ちょっと注意して対応していきたいと思います。

Q これ公ですから、民間的にはできないんでしょうけれども、もし保証人要らないよということを大々的にうたえば私は増えるような気がするんですけど、もう前提があるから諦めている実態は当然過去の例からあるもので、相談にも行かない例がニードとしてあるんじゃないかなと思って、それはそちらのサイドじゃなくて違うサイトからもっと発掘してもらえばいいんですけども、いきさつ分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○委員長 質疑なければ、これで質疑を終了したいと思います。

(委員間討議) なし

○委員長 以上で建設部所管科目の質疑と討議が終了いたしました。建設部の皆様、お疲れさまでした。

【総合政策部関係】

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について	【所管科目】
----------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 21ページのふるさと納税、すみません、これはたしか補正予算で14億円まで補正を増やしたような気がしたんですけども、それが間違っているかどうか。

それから、その結果10億円で止まっちゃったというような私認識になっているんですけども、その認識が間違っているかどうか指摘願って、今度は集めるんじゃなくてそれを使うほうもそこでいいんですか。要はふるさと納税をどういうところに使ったかということですね。

それから、ふるさと納税を今度は使うほうなんですけれども、何か非常に当てにして、もし、そのふるさと納税がこれから5億とかうんと減っちゃった場合、その事業が困るような気がしますけれども、どういった基準でふるさと納税をこの事業に充てようか

という、何か基準が4年度でどのようにしていたのか、教えていただければと思います。

A ふるさと納税につきましては、委員御指摘のとおり、12月補正で12億円まで補正予算を組ませていただきました。そのときに10億円は超えるだろうというところで、10億円ぴったりですと手数料とかで、手数料も一律じゃないものですから、手数料、パーセントが大きい手数料もあれば、小さい手数料もあるというところの中で、ちょっと幅を持たせたという形で、12億円という補正予算を組ませていただきました。結果的には10億という結果になっております。

ふるさと納税の使い道ですけれども、基本的には寄附によって用途を指定するということになっています。その用途に基づきまして、その事業に充てているということをやっております。

ですので、例えば歴史及び文化を保存するという用途の指定ですと観光に使うというふうな形で、昨年度は修善寺駅の整備事業に使わせてもらったり、施設の管理、維持管理の事業に使わせてもらっているとか、そういう形で充当させていただいております。

以上です。

Q 考え方として、要はふるさと納税を当てにしてこの企画をやろうねという発想じゃなくて、ふるさと納税はどんどん財源があって、どこかにいずれは使うんでしょけれども、当てにしないような財政計画みたいなのないと、減ったときに大きな金額が減ると思うんですね。そういったときに困るだろうということで、ふるさと納税を何かどこかに使うからがんがん稼ごうぜということでやっているのか。そうじゃなくて、何というかな、伊豆市のPRとか、何とさえいいのかな、最初の頃、地方に還元するような意味で商品合戦にならないような発想の下でやってんのか。ちょっと言い方があれですけれども、あんまり何かをやるためにこっだけ目標にしようということじゃなくて、健全財政の補填になればいいぐらいのつもりでやるのか、大きな考え方も4年度はどんな考え方で10億円集めようとか、12億円の補正を組もうとかやったのか確認させてください。

A 充当事業につきましては、既存の事業に対して、ふるさと納税の寄附金が集まったものについては充てているというところで、寄附額、この事業をやるから寄附金を集めようというものを令和4年度はやっておりません。

以上です。

Q 4ページ、決算説明資料の4ページの学生応援事業支援業務委託のところですけども、事業成果のところアンケートの概要が載っております。このUターンの意向、どれぐらいあったんでしょうか、教えてください。

A こちらは学生のほうにアンケートをいたしました。地元に戻らない予定と答えた方が全体の22%、一方で、戻りたい、将来的には戻りたいという回答の方が39%ございました。

以上です。

Q ありがとうございます。

Q よろしくお祈いします。

私も21ページ、説明資料のふるさと納税の関係なんですけれども、ポータルサイトの活用率が圧倒的に多いと思うんですけども、よく返礼品が腐っていたとかというようなトラブルがあるんですけども、伊豆市の場合はそういうトラブルはなかったですか。

A 腐っていたと、そのような苦情はなかったと思います。ちょっと傷がついていたとか、そのぐらいの苦情はあったと思います。

以上です。

Q その苦情の対応というのはポータルサイトがやるんですか、それとも伊豆市のほうで行うんですか。

A その対応は伊豆市のほうでさせてもらって、新たに商品を送り直すということで対応しております。

以上です。

Q そうするとその分を業者に、どういう話をするんですか。おたくが要するに傷がついたものを送ったんで、こちらにクレームが来たから新しいものを送ってくれと。業者としては2種類を送るわけじゃないですか。その対応はどうしているんですか。

A 明らかに業者の瑕疵のものに関しては、業者負担でお願いをしております。

あんまりないんですけども、うちが発注をミスをしたというものの場合は、もう一回うちのほうが事業者はその返礼品を送ってくれということで、代金を支払うような対応をしております。

以上です。

Q 4 ページのコロナ対策、ちょっと目が見えなくて、その中の小さくて、その下の真ん中にスマートフォンの貸出しのことがあったと思うんですが、辞退者が23名あったということがあるんですけども、実はすごく楽しみにやっていた方もいらっしゃるのを知っているんですけども、自分が何かちょっと講義をいろいろちょっと新しいものに講義を受けるときに、レベル違いを感じる感じがうんとあるんです。このスマートフォンをうんと使って、一生懸命何かをやろうなという人と、ちょっとやればいいなみたいな人との差があって、それでそこで挫折する方が、もうその一生懸命の方にはついていけないな、でもちょっとレベルを落としてくれるとやれるんじゃないかというような意見もあったんで、そういう声というのは聞いているのでしょうか。

そして、それからここで辞退者もあるんで考えていきたいって書いてあるんです。そういう声はあったのでしょうか。

A 実際、私と主幹のほうでこの教室を見学に行きました。やはり結構詰め込み過ぎ、レベルの高いことをいろいろやって、私は電話とメールとLINEが使えるぐらいでいいんだけどもという御意見もありました。

そこで、市といたしましては別個で相談会というのを設けまして、個別の相談に対応するという形を設けさせていただいております。そこで個別に私はこれをやりたいんだけどもということをお願いいただくように対応しております。

以上です。

Q 本当にレベルが違うなと思うと、静かに身を引いていく人が多いので、そこら辺はやっぱりこちらのほうの配慮が必要だと思います。よろしくお願いします。

以上です。

Q 23ページ、戦略的プロモーション事業の2の事業内容の①と②があります。消防団の婚活イベントと日帰り婚活イベントですけども、これについては何回実施したのか。

また、4組と8組が成立とあるんですけども、これは結婚まで至ったのかどうか、ちょっと細かいですけども、お願いします。

A こちらにつきましては、消防団と首都圏の女性との婚活イベントを1回、それと市民と近隣市町の住民を対象とした日帰りの婚活イベントを1回、計年間で2回開催しております。

1回目は4組、2回目は8組のカップル成立をしたんですけども、今のところまだ結婚までは至っていないという状況でございます。

以上です。

Q 結婚までっていないということは、4組が成立、8組が成立というのは何を根拠に成立したんですかね。

A その婚活イベントの最後に、誰が好みだということを第1候補から第3候補とか第5候補まで書くところがあります。そこでその候補同士、男女の候補同士がマッチングした、一緒になったというのが4組、8組ということになっております。

以上です。

Q 分かりました。

残念ながらね。結婚には至らなかったということですよ。結果的には。結婚まで行ったんですか。

A まだ至っていないというところで、お付き合いが継続されている方もいらっしゃると思いますので、今後結婚に発展する可能性はあるかと思います。

以上です。

Q というならば、交際を続けていらっしゃるということは皆さん確認しているのかなということと、市の中のプロモーションの一環だから、そういうことの流れを把握するというのが一つだろうし、あとはもう知らないよというのも一つだろうしその辺はいかがかなということと、もう一つ、1回、1回なんですよ、実施がね。予算の関係もあるんでしょうけれども、1回というのはいらないような気がするんだな。もう一回ぐらいやったほうがいい気がしたんだけど、今年見ると消防も載っていないんだよね。その辺はどのようにお考えですか。

A 最初のカップルの後のフォローにつきましては、大体3か月ぐらいの状況を把握というのはしております。ただ、それ以降あんまりしつこくどうなった、どうなったというの、ちょっと敬遠されますので、やはり3か月ぐらいでどうなりましたかというところを把握するまでかなというふうに考えております。

婚活イベント2回じゃ少ないんじゃないかという御指摘ですけれども、令和4年度につきましては、まだコロナが終息していないというところもありまして、この1回目も10月で、2回目が2月という、ちょっと年度の後半に開催したところがあります。

今回、令和5年度につきましては、一応3回を予定しております。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

先ほど他の委員から質問がありましたんですけれども、4ページの20節コロナに対する1,462万3,000円ですか、これは予算書を見るとこの項目って僕見つけられなかったんですけれども、これ新規事業なんですか。1つお尋ねします。

A こちらはコロナの交付金を活用した対策事業の一環ということで、補正予算で上げたものだと思います。

以上です。

Q はい、分かりました。

それと学生応援事業費の中で、事業の内容がありますよね。1人5,000円ですか。ワンセット5,000円。この広報活動、また募集方法、どのようにされたのかお聞きしたいんですけれども。

A こちらにつきましては、委託先をFMISさんをお願いしてございます。FMISさんの媒体を使いまして、広報活動とか募集活動を行ったり、市のホームページにも載せたり、昨年、令和3年度も行いました。令和3年度に申し込んだ方へのもう一回のお知らせをやったりもしております。

以上です。

Q 今、課長のほうからFMISという形を取られると聞いたんですけれども、FMISって伊豆市だけですよ、聞こえるのが。インターネットでもFM実は聞こえるかもしれませんが、要するに学生にこの募集かけるときに、学生って伊豆市にいない人が多いんじゃないですか。そこら辺の広報活動はどうなのかってのを僕は聞きたかったんです。

A こちらにつきましてはFMの放送媒体だけではなくて、FMISさんがやっているSNS、LINEだとか、市のSNSも活用して広報活動を行っております。

以上です。

Q 結果として決算書の中で445万9,000円というお金が決算書に出ているわけですよ。そうするとこれは、これだけの成果があったとみなしてよろしいですかね。

それと、何人これに該当して、何人配られたのか、配布したのか、それが440万、字が見えないんで、445万ですか、に結果つながっていると思うんですけれども、そこら辺何人、結果を教えてください。

A こちらは配布した方につきましては、こちらにも記載がありますけれども、251名の方に配布をしております。その分母である何人中というものが、伊豆市の方が何人、大学生になっているかとかというところがちょっと分からないものですから、分母とし

ではちょっと分からないという部分がございます。

成果としては、伊豆市を離れた学生とのつながりをこれで持てたのではないかと
いうことで、そこが成果ではないかと考えております。

以上です。

Q 最後になります。

ということは結果はまだないということですか。配った結果というのは。分母は約
251人、これは分子ですか。分母は分からないけれども、要するに251人に配られたと
分かりました。ありがとうございました。

Q 23ページ、事業の内容の中の婚活イベント支援業務委託の①首都圏の女性と市内の
消防団員との婚活イベントの実施となっておりますが、なぜ消防団員なんですか。

A やはり伊豆市の未婚率の解消を目指すというところで、伊豆市の消防団を対象に1
回目はイベントをやらせていただきました。

以上です。

Q 消防団員じゃなきゃ駄目なんですよ。

それと消防団員には、行政側の姿勢を強要しやすいんじゃないですか。そんなことは
ない。

A 消防団員でも、こういうイベントがあるので参加しませんかということで募集した
結果、手を挙げていただいた7名が参加したということになっております。

以上です。

Q 気にかかるのは、行政側が参加要請もしやすいグループ、婚活というのはそもそも生
活が、生活同士が結びつくのが結婚だと思うんですね。そのときに消防団員というのは、
その人の一部のレッテルではあるかもしれないけれども、なぜなのかなと疑問に思っ
たものですから質問しましたが、第一歩ということでしたので、手っ取り早く手をつけ
たのかなというふうに理解をします。

ですからいいんですけれども、何か消防団員というこの枠というんでしょうかね、そ
れが行政側が要請をする相手として、しやすいからしているということじゃないのか
なという気がしてならないんですね。

それはこれからのことがあるでしょうから、いろんな意味で広く求めることと、なか
なか参加してもらいたいにもかかわらず、行政側の思いとは別腹でなかなか集まっ
てくれない。集めやすいのはということところに、グループAの消防団員というところが当て

はまったのかなと、へそ曲がりですからそんなふうに思ってしまったんですけども、そんなことがなければ、第一歩で手っ取り早く参加者はどうだと言ったら、手を挙げてもらったということですので、そのように受け取りますけれども、うがった見方をすればそういう見方も、消防団員という固定したものについてを対象にするのはいかななものかという感を個人としては持ちました。

以上です。

A 今委員のほうから、手っ取り早いといいますか、対象として組織がありますと楽ですよ。それで対象を消防団にしたんじゃないかという御指摘だったんですが、そうではなくて、我々も消防のOBで、現在の消防団どんどん減っています。若者もいるんですが、結構独身率が、未婚率が高いとかという問題意識がありまして、その団員の皆さんに結婚していただいて、家族といいますか、しっかりした生活をやっていただくためには、まず結婚していただいて、そして地元で消防団活動をしていただきたいという思いがあって、消防団を対象としたものでありまして、決して手っ取り早くまとめて言えば来てくれるだろうとかという、そういう安易な考えでやったものではないものですから、そこだけは誤解しないようにいただければ幸いです。

以上です。

Q よく分かりました。ありがとうございます。

Q よろしく願います。

説明資料は172ページです。それと関連してなんですけれども、決算書の307ページの基金のところがあります。説明資料の172ページのところの上の基金積立金ということで、各基金の積立金が載っています。その細かいのが決算書のほうの307ページのほうに、令和4年度積立てということで載っています。これに関係していると思うんですけども、ちょっと伺いたいと思います。

この中で減債基金というのがあります。減債基金が積立てが202万何がし、取崩しが6,900万円あるんですけども、これが市債の償還の元金であるとか、償還の利子、そういうものに充当されていると思うんですけども、令和4年度はこの6,900万円、どんな感じで充当されたのか、まず伺いたいと思います。

A 減債基金の取崩し6,900万円につきましては、こちらの地域振興基金で合併特例債を支払いました。その元金の返済金に充てております。

以上です。

Q 地域振興基金の償還、元金利子に充てているということで、ほかの基金の償還には充てていないということで、逆に言うと、ほかの基金についての償還は、ほかの一般財源から繰り入れているということでよろしいですね。

それを基にお聞きしますけれども、市の例規集を見ると伊豆市の減債基金条例というのがあります。この処分については6条というのがあるんですけれども、1から(4)までの場合において処分することができるということなんですけれども、これはどれに当てはまりますかね。その地域振興基金のものについては。

例えば(2)については、償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるときにあってあるんですけれども、例えば地域振興基金について、償還を繰り上げて余計に元金の返済に充てたとか、そういったことはあるんでしょうか。

A 繰上償還は特にしておりません。

すみません、ちょっと条例を今……、条例のどれに該当するかというのはちょっと確認させてください。すみません。

Q 条例に沿って多分処分されていると思うんで、問題はないと思うんですけれども、また確認のため、後ほど教えていただきたいと思います。

それと、172ページの基金積立金のうちの教育振興基金積立金というのがあります。8,711万2,000円という積立額なんですけれども、主に基金の場合には基金自体の運用益を積立額とするような形のものが多いんですけれども、教育振興基金については令和4年度、令和3年度の末の現在高が8,130万円だったんですけれども、令和4年度に8,711万積んで、令和4年末で1億6,841万円になっているんですけれども、これだけ積立額が増えたというのは何でしょうか。説明してください。

A これにつきましては、ただいま新中学校の整備事業を行っています。そのために財源が必要になってくるもの、それが1点。

それと、今後G I G Aスクールによります機器の更新が今年度発生するのが想定されますので、それに向けての積立てということで、令和4年度は8,000万円程度、基金に積立てをさせていただきました。

以上です。

Q そういった今後の財政支出の予定があるんで基金に積んだということなんですけれども、積立金のそもそもの財源は一般財源から持ってきたということでよろしいでしょうか。

A それでよろしいです。

Q あともう一つなんですけれども、地域振興基金についてなんですけれども、決算書の307ページのほうを見ると、取崩し額が1億5,600万円ですかね、取崩しています。

先ほどふるさと納税の寄附金の基金の取崩しもあるんですけれども、活用、充用する事業であるとか、その辺のことがどうなんだということが、話がたしか出たと思うんですけれども、いずれも条例が組み立てられていて、その処分について条例で規定されているので、それに従ってやっていると思うんですが、令和4年度は地域振興基金の1億5,600万円、これについて充用した、財源として充用した事業を教えてください。

A これにつきましては、路線バスの補助金と地域づくり協議会への交付金に充てております。

以上です。

Q 今の2事業が主立った充当先だと思うんですけれども、これふるさと納税の活用も、何かちょっと似通った感じのところがあると思うんですよ。

例えば、地域づくりの事業についても、ふるさと納税の寄附金が充当されていますけれどもね、その使い分けというか、その辺はちょっと条例でもものすごくグレーだったんで、当時指摘したことあるんですけれども、その辺はどのようにして企画財政課のほうは財源を地域振興基金とふるさと伊豆市応援基金、使い分けというか、その辺はどういうふうにしていますか。

A 地域振興基金につきましては、地域づくり協議会の交付金500万円の財源として使わせていただいております。

ふるさと伊豆市応援基金のほうにつきましては、ふるさと納税で各地域づくり協議会への寄附を頂いた、それをその500万円に上乗せするものについて充当させていただいているという分けをしております。

以上です。

Q 分かりました。以上です。

Q 説明資料の7ページの中段の広報事業、お願いします。

説明資料とあと決算書のほうからちょっと読み取れないので、内訳を教えてくださいなんですけれども、情報発信支援業務委託料2,951万9,000円、FMISにしている分だと思うんですけれども、いいですね、コミュニティラジオ放送と広報紙の作成等ということだと思います。ここに書いてあるとおりで、その内訳を教えてください。

コミュニティラジオ放送というのは多分、伊豆市の番組を放送してもらう放送料、広

告料というかで、それ以外に広報紙の作成とかがあると思うんですけども、内訳の金額を教えてください。

A 金額の内訳ですが、ラジオ放送と広報誌で、ほぼほぼ半分ずつ、50%ぐらいずつの割合の配分となっております。

Q じゃ、最後に1つよろしいでしょうか。

説明資料の23ページの戦略的プロモーション事業の中の、先ほどいろいろ皆さん質疑されたんですけども、婚活イベントについてなんですけれども、いろいろと婚活やっていると、例えば中にはトラブルが起きることもあるそうなんですけれども、トラブルというのは特にはなかったということよろしいでしょうか。

A 昨年2回開催した中では、特にトラブルというものはありませんでした。

Q 分かりました。ありがとうございます。

Q 説明資料の23ページに地域おこし協力隊の推進事業があるんですけども、これは地域づくり課と全く同じ事業で農林水産課があるんですよね。この住み分けというのはどうなっているか、ちょっと教えてください。

A 平成27年から地域おこし協力隊の受入れが始まっております、その頃は農業ですとか、林業という形のものにつきましては農林水産課ということでございまして、令和3年から地域づくり課で業務として採用している方たちには、伊豆市の情報発信ですとか、ふるさと納税の返礼品を含めてのFMISでの情報発信、そしてあと特産品の開発ですとか、自転車振興ですとか、そういったものにつきましては地域づくり課の所管として採用をしております。

Q そうしますと、23ページにあります令和4年度の隊員4名という記載があるんですけども、これは実際にはどういったところに派遣しているのでしょうか。

A 4名につきましては、1名の方につきましては地域振興ということで情報発信を含めて、活動拠点としましては天城湯ヶ島活動支援センター、もう一名の方は、FMISでの情報発信やふるさと納税等の情報発信も含めまして、拠点としましてFMIS、もう一名の方につきましては、ふるさと納税の特産品開発ということで、伊豆市の鹿革を使った特産品等を開発していただいているということで、拠点につきましては中伊豆の観光教育施設mata-neというところになります。最後のもう一名としましては、自転車振興ということで、イタリア人の方になるんですけども、拠点は駅前のクランク

ベース、レンタサイクルの拠点というところで活動していただいております。

以上です。

Q 実はかなり前ですけども、イズシカ問屋で働いていた地域おこし協力隊の隊員が、公用車を使わせてもらえなかったと。公用車を使うのを拒否されたということで辞めていった経緯があるんですよね。なぜ君、辞めていくのって話ししたら公用車を使わせてもらえないもので、こんなところにいられないってということで、なぜもっと柔軟に対応してくれないのかなということを書きながら辞めていった人がいるんですよね。

それで、昨日、皆さんクローズアップ現代を見た人はいると思いますけれども、その中で四国の新居浜市と土佐市で、地域おこし協力隊の方々と地元のNPOであるとか、農業を振興しようとしている方と意見が合わなくて、辞めざるを得なかったということがあったんですよね。それが昨日のNHKで放送されたんですけども、先ほど申し上げましたイズシカ問屋とは別に、そういったせっかく来てくれた彼らをそのような形で辞めていったという経緯はありますでしょうか。

A 当時は農林水産課ということで平成27年から地域おこし協力隊の募集が始まっておりまして、詳細についてはちょっと分からない部分もあるんですが、やはり4名ほど、自分の思っていた地域おこし協力隊の仕事と現実の仕事のギャップといったものがやはりあられた方もあって、伊豆市を去っていったという方もおられるとは聞いております。

Q そこにやっぱりコミュニケーションというのか何なのか、双方に理解をしてもらって、せっかく来た方々を嫌な思いをして元に帰ってもらうということのないように、もう少し国も何か力入れるみたいですけども、ぜひともそのところを国ともタイアップしながら、なるべく来た方を引き止めて、この伊豆市の地域の振興のために働いてもらえるような施策を考えていただきたいけれどもいかがですか。

A 委員おっしゃられますとおりで、やはり月1回、地域おこし協力隊の方に集まっていただいて定例会を開いて、お話のほうは聞いております。

また、9 i z uの移住相談センターのほうでも、そういった相談のほうも受け付けの体制のほうを整えてございます。直接、地域づくり課のほうに来てくださっている方もいるんですけども、そういった悩み等につきましては、相談のほうを受け入れて、早めに解決できる部分には解決して、伊豆市に定住して地域の課題解決、そして定住していただきたいと思いますというふうに思っております。

Q ぜひお願いします。

以上です。

Q よろしくお願ひいたします。

今のページの左側22ページですけれども、移住定住促進事業の2番、③空き家リフォーム補助金4件というのがあります。ここにその下に括弧がありまして、括弧内に空き家バンクの登録が43件、成約数が32件とあります。

この4件というのは、この成約数32件のうちに4件がこれは成立したということでしょうか。

A 空き家リフォーム補助金を最大50万円、2分の1の補助金で50万円もらえるわけですが、そちらを活用した方が4件ということでございます。

空き家バンクに登録していただいた方が、伊豆市のホームページ等に載せていただいた方が43件で、そのリフォーム補助金を使った方が4件という形になります。

以上でございます。

Q そうしますと、この成約数32件というのがありますけれども、この32件の方は成約したんですけども、まだリフォームの補助金を使う、使わないはまだ分かっていないというか、成約したんですけども、まだ伊豆市に移住するとは限らないということでしょうか。

A 中古の空き家物件につきましても、必ずしもリフォーム補助金を使わなくても、そのまま使える物件がございますので、リフォーム補助金を使わないで成約していた方が32件ということでございます。

やはり、空き家ですので古くてリフォームしないと、空き家バンク等に登録できないということで、すみません、空き家バンクとして、空き家バンクに登録した物件を購入できない、購入した際にリフォームを行いたいと言った方が4件でございます。やはり2分の1の持ち出しがございますので、買われた方がやはりリフォームする物件だな、水回りを少しやりたいな、手を入れたいなという形で使った方が4件と、あとの方はそのまま御使用していただいた、32件つきましてはそのまま成約して御使用をしていただいたといったことになります。

Q 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと、空き家をリフォームしたか、しないかちょっと分かりませんが、先日このところ伊豆市が結構テレビでワサビなんかの関係でも取り上げられていますけれども、移住した方の取材があって、市役所のほうとやり取りはできているかどうか

か知りませんが、移住された方がいて、それをテレビで取り上げられるという話を聞きました。その方も多分この中に入っているでしょうか、どうかしらとは思われます。

同じところの⑥の若者交流支援事業委託料というのがあります。

こちらに移住体験ツアーというのがありまして、2回実施して10組の方がこれは体験のツアーをなさったようですけども、この方については移住に結びついたとか、つかないとかは分からないんですか。

A そちらに、移住体験ツアーに参加された方に今ちょっと移住につながったかというのは、すみません、確認ができておりません。申し訳ございません。

Q 先ほどの婚活イベントのほうも、1回目が4組、2回目が8組ということで、その後は何かその方たちとは情報を取り合っていないようですけども、こういう方たち、この移住のほうについても、2回実施して10組の方が移住の体験なさったわけですから、それらの方たちにもその後どうなっていましたかというような、ちょっとモーションかけるのもいいのではないかなということを感じました。

以上です。

Q 同じところでお願いします。

事業の成果で、移住体験ツアーを実施して、総括、検証を行う中で、移住希望者の求めることが理解できたとあるんですが、移住希望者が求めるものを二、三教えてください。どのようなことを求めたのか。

A やはり伊豆市に来られる方は、この豊かな自然を求めて来られる方ということをお話をされますので、やはり農地つき住宅ですとか、そのようなものの物件のニーズもございますので、そちらのほうの取組を行っていくということですね。

それ以外は、……。

A よろしくお願いたします。

やはり若者世帯につきましては、学校から近いところがいいとか、そういう傾向が多いんですが、アクティブシニアと呼ばれる、もう子育てが終わったような方ですと、ちょっと郊外で静かに暮らしたいという伊豆市のニーズに合ったような御希望をされる方が多いということが、いろいろお話をする中でも分かってきております。

やはり、購入を希望されるという方も多いんですが、一方、財産を残したくないという意味で、一軒家の賃貸を借りたいというニーズはかなり多いということが分かって

おります。

以上です。

Q よろしく願います。

説明資料は18ページになります。地域づくり推進事業の6,716万の決算のうち、事業の内容の②の地域資源活性化促進業務委託料642万9,000円、これは伊豆キャンどっと混むの関連だというような話をたしか聞いたと思うんですけども、これについての成果が下には載っていないので、この予算を通したことによって、どんな効果、成果があったのか教えてください。

A この事業につきましては、3年間で行う事業でやらせていただいておりますので、令和4年については具体的に求められる成果というものは現れているものではないんですが、前回の事務事業の説明の中で、委員会の中でいろいろお話をさせていただいたんですが、やったことといたしましては、伊豆市のこのアウトドアに関する目指すべき姿を明確にするための調査でありますとか、モニターツアーの開催、その他コンセプトの設定等を行わせていただいて、初年度は終わりとなっております。

今年度も引き続きやらせていただいておりますので、今年度やることとしてはポータルサイトの作成であるとか、引き続きユーザーのニーズの調査のためのモニターツアー等をやらせていただいております。

以上です。

Q よろしく願います。

附属説明資料の18ページ、地域づくり推進事業で、10地区の地域づくり協議会が立ち上がって、ここに交付金の金額があるんですけども、500万円を超えている。つまり、ふるさと納税の上乗せ分を使用している協議会もあるんですけども、上乗せ分のトータル金額というのは分かりますか。地域づくりがどのぐらいその地域に寄附を頂いたとかというところですけども、もし分かれば教えてください。

A 560万円、ふるさと納税の上乗せ分として充ててございます。

Q 500万円の交付金というのは使い切らないと、たしか返すんですよね。ただ、ふるさと納税の場合には積立てができるというか、それはなしで令和4年の金額が今の金額ということでしょうか、4年度が。上乗せ分。

A 申し訳ございません。合わさって使った分が今の金額という形で、合わさっておりま

す。

Q 分かりました。ありがとうございます。

Q またFMのコミュニティFMの話に戻りますね。

地域づくり課のほうでも広報事業で7ページですけれども、7ページの下段で説明資料7ページの下段で、地域づくり課のほうの広報事業の中でも、コミュニティFM放送局が安定した放送を維持するためということの補助金の決算が出ています。FMISのことですけれども、放送局のアンテナが数が多いであるとかというような理由で、設備を更新する経費とかもかかりますよということを従来から聞いています。そうしたところを維持するための補助事業ということでこれがあるという理解です。

76万円ほど出ていますけれども、当初の予算でいうと不用額が50万円ぐらいってこの枠で出ているんですけれども、4年度はこれで足りたという考え方でいいのかなということですよ。

というのは要するに、ほかのさっき聞いたほうとかも含めて、株式会社ではあるけれども、伊豆市の情報発信ツールとして維持している、伊豆市としても維持することでお金を使っているんで、本当に災害が起きたときに、例えば設備の更新がちょっと足りなかったために本当に使いたいときに情報出せなかったら、ほかの予算も無駄になってしまいますので、設備として維持できているということによかったのかなということが1点と、それとFMを聞いてもらえるような体制をちゃんと取っていかないと、そもそもずっとお金かけているのも無駄になっちゃうんで、前々から言われているのは、例えばプッシュ型で放送すると自動的に受信機がスイッチが入って受信できるようなシステムにすると、もっとFMをみんな聞くようになるんじゃないかというようなことをFM側からも言われているんですけれども、危機管理課のほうと連携して、防災情報の発信というような観点から、そういうことは4年度は検討されなかったのかということの、2点お願いします。

A こちらの事業の目的としまして、コミュニティFMの維持ということでございます。

ただやはり、我々としては、先ほど委員がおっしゃられましたとおりに、災害があっても、しっかりと強いFMで、皆様に災害時の避難等をしっかりと呼びかけることができるFM局ということを中心に、交付申請のほうを受け付けております。

今回、土肥の中継所の雷の誘雷塔で機器の故障があるということで、土肥の中継所の雷対策ということと、修善寺の中継所も土肥の中継所同様に山の上にありますので、や

やはりそのような対雷、避雷対策が必要だということで、そちらをメインに土肥の中継局、修善寺の中継局につきましての雷対策のほうを行っております。

やはり安定した放送をとということをメインに、この補助金のほうを120万円を上限に3分の2の補助金を出してございます。申請額としまして115万円ということになっております。

もう一つは、プッシュ型の通知につきましては、現在、携帯、スマートフォンのほうにはレディモという形で、放送をどこでも聞くことができるわけですが、プッシュ型ほど、やはり市民の方はそこを押して聞いていただかなければならないというような状況でございますので、それ以上の聞いてもらえる体制につきましては、やはり危機管理課と打合せして、何かプッシュ形通信できないか等も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

Q 18ページの地域づくり事業についてお聞きしたいんですけども、当初予算が9,100万円あったのが今回6,700万円に減額されていまして、1,800万円少なくなっているんですけども、この少なくなっている当初予算との違いは何か教えていただけますか。

A コロナの影響でどこも事業計画に載せていたものが、人が集まる事業につきましてできなかったということで、やはり事業費のほうを減額をしてございます。

以上です。

Q 説明は分かりました。

要するに、使われなかったお金を戻さんで、そんだけ減ったということの確定で減ったという解釈でよろしいですか。

そうすると、地域づくりのにぎわいづくりの事業で土肥の菜の花舞台が当初は約100万円組んであったんですけども、これが66万円に減額されている。これも相当影響ということで理解していいんですか。

A こちらにつきましては、土肥の菜の花舞台の実行委員の事業報告の中で、やはりそのような形で出てきたものですから、ちょっと我々のほうとしてはコロナで使われなかったのか、実行委員のほうで金額的にかからないようにしていただいたのかということ、ちょっと分からないですけども、事業計画の中でそんなような形で出てきております。

Q ちょっと確認をさせてください。

要するに100万円組んだんですけども、菜の花舞台やったら66万円で済みましたよ。

事業報告はそういう報告があったんで、じゃ66万円で計上したという解釈でよろしいですか。

分かりました。ありがとうございました。

A 先ほど鈴木正人委員から、減債基金の使い道は条例のどこに該当しますかという質問だったと思いますけれども、第6条の第3号、財源対策等特定の市債の償還の財源に充てるときという、これに該当してそれを充てております。

以上です。

(委員間討議) なし

【総務部関係】

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について	【所管科目】
----------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q お願いします。

説明資料の2ページ、職員研修福利厚生事業ですけれども、その一番下から2番目に、すみません、メンタル対策というところの下から2番目に高ストレス者56人、全体の12.8%のうち5名面談実施とかと書いてあるんですけれども、前年度も聞いたと思いますけれども、この傾向は前年と比べてどのように変化しているのでしょうか。そして、それをどのように捉えて、今度新しい年にはどのような方法で対策を考えようとしておりますか。

A 今の御質問の中で、今回全体の12.8%となっている中で、昨年度は14%ということで若干こちら下がっています。ただ、若干ではありますので、比較的推移が変わらないところも数字的にはありますので、ここにつきましては、毎年同じことにはなりませんが、ストレスチェックを実施して、なるべくこの数字が減られるような状況をつくれるように考えていきたいというふうに思っております。

Q 面談でお話を聞きながらということは分かるんですけれども、ほかの何かメンタル面で補うようなことはやっていらっしゃるのでしょうか。

A まずは面談、このストレスチェックにつきましては面談でやっているというところ

でございます。それ以外は今のところ実施はしておりません。

Q 原因というか、メンタルに係る原因とかということの究明はしていますでしょうか。

A 面接とかした中で原因のほうをお聞きして、ここで職務の過重とか、業務の重さとかそういったものをお聞きして、その部署が実際大変なんだとか、そういったところで原因分析というものはしております。

Q 分かりました。

とてもむずかしい問題だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

Q すみません。

説明資料は3ページです。

真ん中の5の行政改革事業であります。

5万円の決算額でありますけれども、事業の成果の下の表があります。令和3年度の主な取組内容及び効果額ということで、3つほど取組項目挙げられていますけれども、その3番目の基金等の安全かつ積極的な運用ということで2,016万8,000円の削減効果があると。内容が基金の債券の一部について一括運用を開始した。また、買換えや新規導入を進め、効果的な資金運用を行ったということなんですけれども、もう少し具体的にどのような改革を行ったのか教えてください。

A 基金の運用というのは会計のほうでやっているような形なものでございますけれども、ここでおおむね大体2,000万円程度はここ数年多分そのくらい利益は上げていると思います。いわゆる基金を運用して債券等を購入し、その利率が高いものを維持、それを1年間で利息が例えば1%等のものを幾つか買いそろえて、それによって2,000万円の収入を得ているというような効果が出ております。継続してこれも今後続けていくような話は会計管理者のほうがしておりました。

以上です。

Q 今すごく低金利の時代なので、運用ものすごく難しく、頭使わなきゃいけないと思うんですけれども、確認したいんですけれども、一括運用を開始したということなんですけれども、基金は16か17ぐらい基金あると思うんですけれども、その基金全部全ての運用を一括して、例えば債券の運用であるとかそういったものに充てている、そんなイメージなんですけれども、いいんでしょうか、それで。

A 中身につきましては、ほぼ一般会計における基金を持っているところが多いと思い

ます。それから、金額的に多いところを、それから、ある程度基金を持ち続けても事業費にすぐ変わるところがない基金についての運用で、全部の一括運用をしているわけではなくて、例えば介護保険であるとか、そういったもののところでは、それこそ基金は通常の利息分の運用をしているだけで、債券運用をしているわけではないものもございます。

したがって、全部ではないんですけれども、ともかくお金の動きが少ないところ、それから、今後すぐに使わないというか、基金を崩さないところ、そんな形で一括運用でやっているというのは全部ではないんですけれども、銘柄で言えば半分ぐらいは基金の種類ではやっているのではないかと思います。

以上です。

Q 最後に確認します。先ほど企画財政課のところでも使ったんですけれども、決算書の307ページ開いていただきたいんですが、これは令和4年度の実績なので、この行政改革の場合は令和3年度の成果について書いてあるんですけれども、この表でいうと、今、主幹のほうで御説明いただいたように基金の動きがあまりないものを一括してやったと。例えば5番、6番、7番、8番、10番、11番とか、あと取崩し金額が空白のところもあるんですけれども、この辺の基金を一括して、個別の基金の運用じゃなくて一括して運用しているということよろしいですか。

A この中で運用している一覧がございますので、積立てをしているところもありますし、取崩しもしているところもあるという状況なんですけれども、先ほど言ったように動かないところではございますけれども、引き合いが多いやっぱり財政調整基金、減債基金、それから社会基盤整備基金等、これらが多いところを運用して、13番の地域振興基金もございますけれども、これらを運用した形でおおむね多いところで1.数%まで、2%までいかないんですけれども、その運用と0.78ぐらいの利息のつくものの債券についての運用をしているというところで、ちょっと今すぐにお答えはできないんですけれども、実際には会計管理者のほうに聞いていただいたほうが分かりがいいのかなとは思っています。

Q お願いします。

3ページの下での包括的アウトソーシング事業ですけれども、課は記入していないんですけれども、総務課でよろしいですか。

初年度の事業ということで、1年間行われたんですけれども、決算額が9,399万1,000

円で、当初予算6,700万円だったと思うんですけども、途中で2,700万の追加補正があって物議を醸したんですけども、この1年間やってみて、総括的にどのような効果が得られたとか、また、今後のことについてはこの概要の中に書かれているんですけども、今後も各課の委託する業務の棚卸しや適正を調査し、財政面を踏まえ計画的なアウトソーシングを進めるという、このここに書いてある財政面を踏まえということは、実際に職員がやられるよりお金がかかるということの意味なのでしょうか。

アウトリーチを進めるということは、財政負担がありますよという意味なのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

A まず、1年を通しての中でなんですけれども、まさしく去年の全協で金額の増の部分、また窓口に対する人員配置の部分については全協で説明をさせていただきました。

その中で、今年度1年間を通して、まずは各課と委託事業者、シダックスさんのほうで事業をうまく連携できるように、密になるようにそれぞれ毎月打合せをしております。

その中で、シダックスさんのほうは、まず、やはり事業を覚える、事務を覚える、そこが優先になりますので、今年、来年あたりですね、そこを重点的に職員と打合せをしながら今まさしくやっている状況です。

その中で、事業の成果にも書かせていただきましたけれども、一応市民からの目標というか、サービスが低下したという声はなかったということが事業の、令和4年度については成果だと思います。

また、財政面、こちらで書かせていただきました概要の財政面というところだと、これもやはり去年の全協で説明をさせていただいていると思いますが、やはり事務費等が委託することによって上乗せになるというところは確かにあると思います。

ただ、私どもは現状をそのまま今の人数でやるということではなくて、全協のときも説明させていただきましたが、今言った委託事業者の習熟度、事務の方がレベルアップすれば、当然今度職員のほうが負担が減るという中で、いずれは職員の減につながって、財政面でも総括的などところで進めていけるというところでのこの財政面というのは記載させていただいているというところがございます。

Q 初年度ということで、財政面で負担は大きかったけれども、今後続けていく上で、委託先のスキルアップによってそれも減っていくという下に、4年度1年間行われた検証だと思うんですけども、その中で、市民からサービス低下の声はなかったということですけども、サービスの低下というよりも改善提案というかそういうものはなか

ったでしょうか。

A 市民の方から直接改善点というかそういったことの声は、まだいただいております。

Q 確かに委託先の熟練度が低かったということで、正直自分も総務課から携帯に電話いただいて、折り返したんですけれども、一方的に何の御用件でしょうかというのを繰り返すだけでつないでもらえなかったんですよ、課に。自分もうんざりしていいですよと言って切っちゃたんですけれども、そこまで何かちょっと普通の対応として大体一応は総務課につないで、その中で誰が電話したか聞いてくれるような対応を今までされていたんですけれども、委託したらいきなりそういう対応になってもんで、これ多分市民から苦情があるんじゃないかなと思って気にしてはいたんですけれども、4年度検証の中でサービス低下、苦情というのはなかったということで確認させていただいてよろしいですか。

A それほど大きくはないんですけれども、私が承知している中では1件、貯金ですかね、募金というか、その払込みに来た地域の代表の方が、実際はいきいきプラザのほうに御案内しなければいけないようなところをちょっとやり取りが、やはり募金の種類で委託業者が分からなかったということで苦情というか、お声を1件だけは伺ったというのは私記憶の中にございます。

今、議員のおっしゃったようなことはちょっと初めて伺ったんですが、まさしくそういった声を今後聞いて、私どもは委託業者にそういった声を伝えて、直していけるようにしていきたいと思っております。

Q アウトソーシングというのは行政として前進的な取組と伺っていますんで、4年度の検証をしっかりと今後進めていくということなので承知しました。

以上です。

Q 説明資料の3ページ、7、包括的アウトソーシング事業、結果は9,399万1,000円ということで、これは当初予算6,700万円に補正2,700万円、乖離率40%と大変な数値の違いが出発点でした。これについては総務部長以下皆さんがいろいろと説明をさせていただいて、結果はこういう数字になりますが、補正をぜひお願いをしたいということで最終的には議会がこの補正を認めて、中にはどうしても手を挙げていただけなかった議員もおおいになる。

しかしながら、それで決算ですので、ぜひこの部分はお聞きしたいんですが、ざっ

くばらんな話として。所管するところ総務として、この件について実質的に、いや、うちは全く間違っていなかったと、30年後を見据えた上で、経費削減という意味では説明を受けました。しかしながら、アウトソーシングをした相手側との問題、それは提示が6,700万円で契約したにもかかわらず、補正を組まなければならなかった等々のことも含めて、総務の立場、要するに行政の立場と包括的アウトソーシングを受けた業者との間の中でどういう総括がされたんですか。

言いたくないのなら、言いたくないでも結構ですが、総括をしてありますよね。行政側が悪かったとか、アウトソーシングの業者のほうの数値の提示を間違えたとか、それって答えは出ているんですか。

A 2,700万円の増額を昨年の12月補正でさせていただき、また、先ほど来総務課長が説明したとおり、今年1月の末ですか、全員協議会でそのところとこれからの考え方について改めて議員の皆様にご説明をさせていただきました。

12月の補正予算をなぜ提案したかというところの議案質疑もいただきまして、その中で私もお答えはさせていただいていると思うんですけども、やはり我々として今年度、初年度については会計年度任用職員の領域の部分を新たにこの大新東ヒューマンサービスさんをお願いするというところを前提にやり、これまでの会計年度任用職員の実績をそのまま使ってしまったというところが、我々の当初予算の積算においてはそこところに甘さがあったということは我々として当然反省しているところですし、勤務時間であったり、不慣れなことによる人員不足、ここところにちょっと配慮が欠けていたというところは、これは行政が相手というよりは我々の認識がちょっと甘かったと、積算が甘かったということは、これはもう何度も御説明をさせていただいたと思っております。

ただ、この包括的アウトソーシングの目的というのは、これは変わっているわけではございません。やはりこれから先、10年、20年、私ども全協では30年先というような御説明をさせていただいているんですけども、やはり職員は職員がやるべき仕事という、そこでちょっとお叱りのお言葉も当時全協でもいただいたんですけども、悪い意味ではなくて、職員は職員でなければできないところにやっぱり特化すると。職員でなくて民間でも任せられる部分については、そこについてはアウトソーシングとして、外注としてやっていただくということは、これは将来に向かって絶対必要ではないかということは、我々とにかくそこは認識しております。それがこの包括的アウトソーシングの出発点でございます。

ただ、コストを度外視してそれをやるということについては、やはり疑念があるという御指摘もいただき、我々としてもそのコストの部分は、先ほど杉山誠議員からも御質問いただいたとおり、財政的というような財政負担の話ですけれども、これもいずれは正規職員の部分を削減することによって、その部分を職員を減らすというよりは、今やっている業務じゃないほかの本来職員じゃなければできないところに配置転換することによる効果というのを数字として表せば、いずれこのアウトソーシングというのは我々市役所にとってよかったというか、早めに手をつけて始めたことによる効果というのはあると思っていますので、総括、4年度、初め初年度でそこで補正予算をお願いしたというのは、当然大失態だというふうに我々は本当に反省をしているところなんですけれども、その上で、今お話いただいたようなこと、昨年1年間やってきたこと、それから、今年度も含めてあと4年間やっていくことというのは昨年の部分を5年度以降に必ず反映させるという強い意志は持っておりますし、そのために定期的に相手方、シダックスさんとも定例的な協議というのは続けておりますので、どちらがよかった、悪かったというよりは、積算においては私どもの積算が甘かったというのは、これは真摯に認めなければならないし反省しているところでございます。

以上です。

Q 分かりました。

あえて言わせていただきました、決算なので。2度もこの轍を踏まないように、アウトソーシングの初年度ですので、初年度だからこそ補正が出るのが問題であったわけで、それらのことも含めて、どっちが悪いというような話は、結論は一向に引き出そうと思いませんし、引き出したところで何もなるわけじゃないです。

ただ、議会の中でもこのことについては相当、それぞれ個々の考え方が違っておりました。この辺は議員の皆さんに補正2,700万円、たかが、されどもっと大きな問題が生じた。それはアウトソーシングに移行するという初年度であったということだろうと思います。それについては、それぞれにアウトソーシングをされる行政側含めて、受ける大新東さんのほうとも、そういう意見があるんだよということを承知いただいた上で、これからのアウトソーシングをするに当たっての、形的には合意形成というんでしょうかね、それを上手にやってもらいたいというのはお願いです。

以上です。

Q お願いします。

先ほどの杉山誠委員の質問と重なりますけれども、ここにサービスの低下はなかったという記載がありますけれども、これはアンテナを高くして情報収集をしていたらきたい。

と言うのは、私もあったんですよ。一般質問で市民部長とキャッチボールしようとしたときに、少しお待ちくださいと言ってから私は、お待ちくださいといったときには、あれ市民部長見えますよね。見渡して、私がどこに行ったんですかと聞けば、すぐに対応できると思うんですよ、今おりませんと。それとか、今おりませんから、要するに後からお電話しますという対応すればよかったけれども、私、携帯のストップウォッチを、だから3分以上待った。結局もういいですと切っちゃって、市民部長には、いやこういうことあったよと、3分以上待たされたんだよという話はしておきました。

ですから、サービス低下の声はなかったと言うんですけれども、これ市民はすごく感じているんですよ。だけでも声を上げる機会がないと私は思いますから、アンテナを高くして情報収集をやってくださいよ。ぜひお願いします。実際私もそう感じたことありましたから。

A ありがとうございます。

ここで書いてしまったところで、申し訳なかったですけれども、今もう、今もお話いただきましたので、早速来月からの定例会のほうでもそういったことをちょっと報告させていただきながら事業者と改善をしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

A 補足をさせていただきます。

今、委員にも御指摘いただき、まだ多分もしかするとほかの議員の皆様からも、1回、2回電話のこととか、対応のことで不愉快な事態というのは、もしか議員さんだけで当然ございません。一般の市民の方、もっと数多くの方がということは、私どもの声として耳に届いていない部分というのは確かにあると思えますけれども、まさに御指摘いただいたとおり、電話であるとか窓口は市役所の顔で、その対応一つで市役所のイメージというのは多分決まってしまうと思うんです。

ですから、その対応は本当に我々職員もそうですけれども、当然今最前線でシダックスにそこを委ねているところが総合案内というところでもありますし、電話交換もございますので、そこは本当に我々としては肝に銘じて、早速シダックスにもその旨伝えをして、その改善、どういった施策ができるのか、方法があるのかということも含めて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

Q 実は民間の企業でもやっぱりお客様から電話がかかってくるんですよね。いろんな方から電話かかってくるけれども、伝言メモみたいなものをつくっているんですよね。どこから電話ありましたよと、回答下さいと言っていましたよと。電話番号聞いて貼っておくんですよね、机の上と。それがなされていないから、要するにこういう問題が起きるんですよね。

ですから、改善の方法というのはいっぱいあるんですよね。その考え方を要するにめぐらせてみれば。日々どういう手法が一番いいのか、それが要するに窓口の方々が、電話を受ける方々がどういった方法が一番やりやすいのかということ考えた中で取り組んでいただきたいなと思いますけれども、これ要望です。お願いします。

Q 説明資料12ページ、公用車両管理事業、車検切れを二度と起こさないように公用車管理の方法を見直したとありますが、どのように見直したか教えてください。

A 今の御質問ですけれども、車検切れを二度と起こさないという再発防止の観点でございますが、まず、毎月実施しております車両点検の確認項目として点検表に車検満了日を追加いたしました。

2点目が、担当課におきまして車検該当車両を正副担当者、要するにダブルチェックですね、その業務を徹底させること、これが2点目でございます。

3点目といたしまして、公用車の管理、以前にも御説明しましたシステム管理でやっております。職員共有の庁内ネットワークシステム上におきまして車検期間の満了日が分かるよう表示しまして、利用職員と管理する我々の立場を共通認識として車検切れがもう本当に限りなく見過ごさないような環境づくりにシフトいたしました。

以上でございます。

Q 決算ですからあまり細かいこと言いたくないんですが、市内の業者とかディーラーさんに車検とか出しますよね。そちらからはがき1枚じゃなくて電話もしっかりくださいとかいうようなことで連携するのも1つの手かだと思いますので、再発防止に努めてください。

Q よろしく申し上げます。

説明資料は13ページになります。

公共施設のマネジメント事業1億230万円の決算額です。

先ほどの総務課の包括的アウトソーシングと併せて令和4年度から実施している事業で、1年目ということなんですけれども、JMさんのほうに業務委託をして施設管理を一括してお願いしている事業なんですけど、予想される効果としては公共施設の維持管理、将来的には維持管理計画をしっかりと一元化して、施設の維持管理が見える化できるようにしてもらいたいというふうに思うんですけれども、令和4年度導入してから、業務委託先のJMさんからの指摘でこの辺を修繕したほうがいいとか、実際にそれが修繕につながったとか、あとは保全につながったとか、そんな例があったら教えてください。

A 株式会社JMさんのほうに定期的に巡回点検のほうをお願いしております。その中で、一応ドローン点検、ドローンによる撮影の点検等も含めまして、外壁のところに傷があるというところとかそういったものですね。そういったものについて、毎月月次定例会というものを施設所管課に集めて報告していただいております。

その際に、緊急を要するものと、あと消防点検とかで法的に問題があるもの、それぞれランクづけをさせていただいて、修繕のほうは資産経営課で取りまとめているので、各施設所管課のほうに予算がありますので、そちらのほうで緊急を要するものについては修繕をしていただいたり、まだ緊急を要さないものについては来年度の予算に予算化していただくような形でお願いしております。

Q この事業全体は資産経営課が所管であるけれども、実際の施設管理については、各所管ごとの所管する施設について個々の診断結果といいますか、それが月次で伝えられているということなんですけれども、今緊急を要する修繕と、あとは法的に問題があるもの、その辺についての指摘をしていただいているということなんですけれども、令和4年度について、全体として資産経営課が把握しているか分からないんですけれども、全体が分からなければ、例えば総務部所管の施設について緊急修繕を要するもの、あと法的に問題があるもの、それぞれ何件ぐらいの指摘がありましたか。

A すみません、件数のほうはこちら資料あるんですけれども、ちょっとお持ちしていなかったもので、全体の件数は把握していないんですけれども、かなりの件数がありまして、特に巡回点検をして初めて、消防設備点検、特に設備のほうは実は設備点検をした後に消防署の立会いとかも入るんですけれども、その部分につきまして、設備の不良のところで御指摘を受けまして、そのものについては法的なものでもありますし、非常時に緊急を要するものでもありますので、それについては至急対応するような形で設備の点検をしております。

資産経営課の管理でいいますと、公有財産のところなんですけれども、まさしくこちらの旧天城保健福祉センターのところが非常用発電設備修繕とか屋内消火栓の給水管改修工事、こちらのほうは包括に実際は入る前から、令和4年度予算ですので、消防署のほうから言われていたので、予算化して工事していたんですけれども、こういったものが多分令和5年度以降予算化されて修繕されていると思っております。

Q JMさんが見てくれていることで、かなり目落とししていたところがカバーできているみたいな印象を受けて、逆に言えば、今までどんな管理されていたのかとすごく心配になっちゃったんですけれども、いずれにしても、もし細かい数字があれば、また後ほど緊急修繕に関わるところとか、消防を含む法的なところの指摘であるとか、その辺の件数が全体的であったりとか、所管ごとのことであれば、その辺のことをまた教えていただきたいと思えます。

いずれにしても、今まで職員の方がそれぞれの施設、何か問題があれば駆けつけて見ていたものが、JMさんに委託することでそれが解消されて、職員さんの負担軽減にもなっているということなんですけれども、それが実感として分かるような事例があればちょっと教えていただきたいんですけれども。

A 実際に効果として考える中の一つの中にあるんですけれども、一応施設管理課の職員といっても、毎年職員の場合というのは3年に1回、4年に1回交代するわけですから、プロの目は持っておりませんので、そのあたりのところ本当にプロの目の視点として、先ほど言った月次定例会のほうで報告していただいて、また新たに消防、先ほど法定点検とかあると言いましたけれども、例えば消防法とか建築基準法の12条点検とかそういったことをどういう視点で、どういうところを見て点検しているんですよという職員の教育のほうもしていただいて、いわゆる施設所管課のスキル向上にもつながっていると思っております。

Q ありがとうございます。

Q ページでいうと、説明資料の10ページ、決算書でいうと77ページあたりになるんですけれども、ちょっと分からなくなってきたので、決算の機に確認させてもらいたいのは、LED化工事の件です。

本庁舎の管理業務の中でも、4年度でLED化の工事が行われていますけれども、ちょっと確認なんですけれども、そもそもLED化というのは、蛍光灯のいわゆる今まで従来使っていた器具が手に入らなくなるので、順次LEDに替えていかなきゃいけない

いということがそもそもだったのか、LEDにしたほうが消費電力が抑えられる等の効果がある、それもあるのでLED化しているということだったのか。

要するに今電気料金もここ上がっているので、LED化することによって電気代も節約されているんじゃないかなというふうに思っていて、この4年度で本庁の工事あたりは、今年度に入ってやっていたのは承知しているんですけども、LED化もほぼほぼあらかたもう七、八割終わったのかなというふうに、4年度ね。それによって電気代がどれくらい安くなったかなんていう検証はしていないのかなという。

その辺、要するにそもそものさっき言った器具がないからという理由だったから、そこまでは考えていないのか、効果もそれなりに検証しているのかという、その2点を確認させてください。

A 青木委員からの御指摘どおりまさにその2点で、蛍光灯がなくなってLED化のほうに移行すると、あともちろん環境衛生課が策定している計画のほうにも省エネというものがありまして、LED化を進めていくという、そこもありまして。

それで、補助金のほうで、440万円まではこの省エネに関して10割負担が出るという補助金がありまして、そちらのほうで令和4年度についてはこちらの議場とその通路、2階の通路、あと1階の玄関ロビーのところをさせていただきました。まだ一部1階の市民課等の窓口のところもLED化されていないところがありますので、今年も同じように440万円を限度に予算を取らせていただいて、その補助金を活用してLED化にしようと思っています。

電気料のほうなんですけれども、電気料のほう実は照明をLED化したから電気料削減されたのかというのは分からないんですけども、実際に本庁舎、令和3年度と令和4年度に比べると1,700キロワット時使用量のほうは少なくなっています。でも、1キロワット時の電気料が上がっていますので、電気料自体は250万円上がっているんですけども、それは照明だけではなくて、ちょうど令和3年度のときに、途中なんですけれども、空調機器のほうの入替えをしました。これも省エネ化につながっていると思いますので、全てが省エネ機器を入れ替えたからということではないと思います。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

説明資料の12ページ、公有財産管理事業、土地の売払いについて、6件で271万6,000円というのが出ているんですけども、市が所有するどのような土地を売却したのか

ということと、その公募する方法、どのような形で方法を周知したのかということと、あと不動産鑑定で売れない土地というのがかなりあるような気がするんですけども、その取扱いについて伺います。

A こちらの6件は、実は6件のうち4件が道路敷とか水路敷で用途廃止になったものを一旦用途廃止して普通財産にして売払いをしたものが4件です。赤線、青線とかよくあるじゃないですか。それに当たります。

あと2件のほうは、今まで隣接地の所有者に長年貸付けをしていたんです。貸付けしていて、隣接者のほうの土地所有者のほうが購入したいよという意思がありましたので、ほかの隣接者の土地所有者に同意書を頂いた形で購入してもいいよということで、随意契約により土地の購入をしております、この6件とも一般競争入札において募集をかけたという土地ではありません。

もう一点、不動産鑑定の関係なんですけれども、確かに不動産鑑定を基にですと、正規の値段というか適正な対価というものなんですけれども、適正な対価による価格だとなかなかこの二、三年では一般で公募しても購入していただける方はいりませんので、不調に終わった後に公募型プロポーザルという形で募集をかけて、それで提案者が現れない場合もありますけれども、現れたら一旦提案審査会をかけて、適正であるということであれば、また随意契約のほうで売却のほうしておりますので、今後もそういった形になっていくのかなとは思っております。

Q 最初のところは分かりました。

後半の部分なんですけれども、プロポーザルというのがそんな広い土地ではなくて、例えば宅地にするような70坪とか80坪みたいな土地で、いつまでも空いている土地があるじゃないですか。そういう土地を、最近借地の解消なんていうことで、ずっとこの議会でもやっているんですけども、何か実売価格だったら買うのに、不動産鑑定だったらなかなか手が出ないねというような場合、例えば住宅を建てたいから、公募型プロポーザルの対象になるのかどうなのか、ちょっとその辺について事例とかあれば教えてください。

A 具体的に、今、議員の御指摘のような1区画といいますか、通常の150、200平米の市有地を公募型のプロポーザルで売却を検討したということは、ちょっと記憶には、すみません、ございません。

です、今後どうしていくかという、我々として、基本的にこれは普通財産です。当然行政財産ではなく普通財産で、民間の方といいますか、市以外の方が利用されるよ

うな意向があれば、それはその目的とか事情を聞きながら売買というのも当然必要で処分、処分と言っては失礼ですね。売買契約を締結するということはあるんですけども、今、議員御指摘になった不動産鑑定額と実勢価格というんですか、その乖離というのはどういうふうに我々も修正するといえますか、基本的に適正な対価ということが法律上言っています。じゃ、何が適正な対価かというところの見定めというのは当然に必要かと思えます。

一番確実なのは、当然不動産鑑定は1件1件かけるべきだとも思いますけれども、それができない場合は近傍宅地、税務課が使っているような評価額から算定していくというような形で、ケース・バイ・ケースによってですけども、適正な対価というのをまず決めた上で、本来公募すべき、それがスタートだと思いますし、それで応札がなければ、次のステップとして先ほど主幹が説明したような、宅地に対してそれができるかどうかは別にしても、次の手段としては随意契約を前提としたプロポーザルなりサウンディングなりということは進めていくべきというか、そういう手法順番になるのではないかなというふうに考えております。

Q 市が持っていれば管理もしなきゃならないですし費用はかかりますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

Q ちょっと教えてください。

同じ12ページの同じ項目の(2)です。

そこに、(2)にポツが3つありますけれども、一番下の湯ヶ島西平土地購入費、10件で2,517万2,000円という記載がありますけれども、インデックスの1番のほうに公有財産の取得事業特別会計決算の状況ということありますけれども、そちらのほうの土地開発基金の中の土地保有の内訳というのがあるんですよね。83ページです。

この12ページの中の、この新畑の土地だと思うんですけども、10件というのは筆数が10ということですよ。筆数が10ですよ。

そうしますと、このところに土地開発基金の土地保有の内訳というところに、このところに今年度末、令和4年度末が載ってきてもいいと思うんですけども、載ってこない理由というのは何でしょうか。それとももうここで、4年度中に売却してしまって、この土地はもうないのか。

この間、前に全協なんかでは近隣の観光施設がこここのところを買い求めたいという

ような話がありましたけれども、そのところは現在どうなっているのか。今草ぼうぼうになっていきますけれども、そのところちょっと教えてください。

A こちらの令和4年度決算説明資料の中の公共用地取得事業について書かれている83ページに記載されている土地開発基金のところの湯ヶ島新畑1852-2ほか下の3件、湯ヶ島新畑1858-2、1862-1、1862-5についてなんですけれども、こちらもしっかりと西平の企業誘致に含めていた、公募をかけていた土地なんですけれども、こちらのほうは、もう天城湯ヶ島町時代に伊豆市として購入していたものとなります。

実際にこちらの、逆に決算概要書のほうに載っている資料のほうは、令和4年度に民間の土地、地権者から購入した10件となります。それをプロポーザルによって企業誘致のほうさせていただいて、今は購入の提案はなく、実は借りたいよという貸付けの提案でしたので、今その事業者と賃貸借契約を結んでおります。

以上です。

Q 83ページ土地保有の内訳という中は、多分私はもともと市が天城湯ヶ島町時代から引き継いで保有した土地でないかなというふうなことは推測できました。それは多分そうじゃないかなと。

けれども、ここに令和4年度に10件というのは10筆ですよ、これね。筆数が。そのところの記載がここのところになかったものですから、どうなってるのかなと。

本当なら83ページに市の保有財産として本当でいうとプラスされるべきだと思うんですよ。そのところどうなんですか。

A すみません、こちらに掲載されているのは10件であって、地権者10人に対して13筆、約7,000平米の土地を購入しております。

実際にこちらのもともとあった天城湯ヶ島町のほうは特別会計で購入しているため、こちらのほうに記載されているんですけども、今回はいわゆる一般会計で購入したため、どちらかという一般会計の資料のほうの、こちらの決算書でいうと302ページになりますかね。すみません。302ページ、そうですね。

300ページからなる財産に関する調書の中の普通財産のその他の土地に含まれる形となります。302ページのところの一番下のところに普通財産という項目がある。

〔「その他の土地」と言う人あり〕

A はい、その他の土地です。

先ほど4,571とあるんですけども、これ増減差引きになっていますので、売却した土地もありますので、差引きしてこの面積が増えたよということ。

以上であります。

Q 一般会計のほうと言いましたけれども、そうなってくるとこっちにある例の83ページの公有財産の管理事業の中のと云うんですけれども、ここに記載したならば、成果説明書に記載したならば、この内訳をどこかに書いて表してくれたほうが分かりやすいんですよね。それが無いもんですからこんな変な質問になっちゃうわけですよね。

そうしますと、以前全協で説明を受けたときには、要するに近隣の観光施設の方が買いたいよと言ってあったと思うんですよね。それが方向転換したわけですよね。たしかそういう説明を受けたと思うんですけれども、違いましたか。

そここのころはどうでしょうか。私が受け取ったのは、そのときの説明では買いたいよと言っているような要するにニュアンスに取れたんですが、そうではなくて今度は方向転換して借りたいよとなったわけですね。そここのころはまた改めて全協か何かで説明してもらえますか。

A こちらの西平の一带とした土地なんですけれども、先ほど10件、13筆の土地を購入して、あと今、元からある伊豆市の土地と併せてプロポーザルで募集したという話だったんですけれども、そもそも実は一带の土地の中に、その土地所有者から一部購入できなかった土地がありますので……

〔発言する者あり〕

A はい。それで、地形上形があまりよろしくなかったのも、なかなか購入が難しいと考えまして、プロポーザルの募集のときに購入または貸付けという形で募集をかけさせていただきました。そこで市側から方向転換させていただいて、購入もしくは、購入していただけるんだったらもちろん購入のほうがポイントは高いような形の審査基準にさせていただいたんですけれども、そのときに手を挙げていただいたのが貸付けの提案だったので、それに基づいて審査をさせていただいた形です。

Q それじゃ、その経緯を含めた中で、全協でまた説明してください。お願いします。いいですか。していただけますか。

A はい、分かりました。よろしくお願いします。

Q 決算書の85ページ、説明資料は17ページですが、公有林管理事業、12番に市有林監視業務委託料73万7,000円とあるんですが、これはどこに委託をしているんでしょうか。

A 委託先は田方森林組合になります。

Q そうすると1,650ヘクタール以上の市有林を令和4年度はどのぐらいの頻度でどのよ

うに監視したのか把握されていますでしょうか。

A 契約自体が旧4町単位になっております。それでその旧4町ごとに当番の方が、職員というか社員の方がいらっしゃって、それが定期的に3か月ないし4か月に1回ずつ回っていただいていると聞いております。

以上です。

Q 3か月、4か月単位で監視されて、資産経営課にきちっと報告があるわけですね。

A 契約満了時に紙面で報告があります。

Q 契約満了時ということは1年ごとですか。1年に一遍だったら、すみません、あんまり突っ込んでいけいけいけれども、ちょっと不安ですね。

A すみません、ちょっと補足させてください。

非常に広大な市有林を今担当説明したとおり、4町単位と言いましたが、地区です。修善寺、中伊豆、天城、土肥のそれぞれの市有林、基本的には人工林ですから、杉、ヒノキについて、やはり異常がないかどうかと、倒伐というのは今この辺では当然ないんですけれども、鳥獣被害であったり、その他崖崩れとか倒木とか、そういったことを点検を委託して、田方森林組合のほうに委託していただいています。

定期的に巡視をしていただくということは先ほど説明したとおりなんですけれども、報告書もいただいております。写真等も当然撮ってもらって、報告書は年度末にいただくこともこれも事実ですが、当然何か異常事態があったときに、それを年度末の3月に報告するなんていうことは当然あり得ないといえますか、緊急的に様子がおかしいところ、様子がおかしい現場、そういったものがあったり、風倒木の状況があったり、雪はないですけれども、仮に雪害とかがあれば、そういったものは当然発見した時点ですぐに電話等で、もしくは連絡いただいて、当然現地へ我々出向くようなそういう体制は取っております。

以上です。

Q 言わなくても分かると思いますが、第二の平和寺問題にならないようにぜひお願いします。

Q よろしく申し上げます。

土肥支所長に申し上げます。

中伊豆支所については宿直費の管理が390万あるんですけれども、土肥支所については宿直費があると思うんですけれども、幾らになっているか教えてください。

○委員長 すみません、委員、もう一度よろしいでしょうか。

Q 土肥支所については宿直費があると思うんですけども、説明資料には載っていないんですけども、幾らあるかということ、金額を教えてくださいということ。

A 宿直の費用につきましては、包括委託のほうで資産経営課のほうで予算計上していただいております。

以上です。

○委員長 もう一度お願いします。ちょっと聞き取れなかったようで。

A ごめんなさい、すみません。

夜間の宿直の委託費ということで御質問だったと思いますけれども、その費用につきましては、令和4年度から包括委託にしております。資産経営課のほうの予算のほうに全て計上していただいております。

以上です。

○委員長 ということです。

Q じゃ、ほかで計上してあるということだと、幾らかというのは分かるんですか。

A すみません、今手元に資料ないんです。ちょっと金額は分かりません。すみません、申し訳ないです。

○委員長 では、委員、後ほどということよろしいでしょうか。

Q 分からないんですよ。

(委員間討議) なし

【危機管理課関係】

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について	【所管科目】
----------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q いろいろ、123ページあたりの消防団の福利厚生関係の定数がたしか520とあったような気がしたんですけども、実際は300幾つだと。これ見方を変えれば無駄なお金を出しているのかなと思って。定数削減みたいな議論は4年度はあったんでしょうか。

A 定数削減については、4年度はしませんでした。というのは、機能別消防団の関係もあるんで、そこがどうなるかというのはまだ分からなかったんで、実際ここで今年度の

時点で下げるのかというのも1つ検討しなきゃならないことだと思います。

というのは、説明のときにもお伝えしましたが、2の②番のところが1万9,200円なんですよね。そうすると100人減らすだけで約190万になってくるので、その辺の負担もあるんですけども、反面機能別消防団が今後どうなっていくかというのものもあるんで、ちょっと今消防主任と団長といろいろ話さなきゃいけないかなとは思っています。当然市長とも相談しなきゃならないことだと思っています。

以上です。

Q 自分の近くで聞いたら、消防団辞めてもまださらにやるのという感じで、現役の消防団が今でもよしたらいいのにまだやらせる気かと、やらせる気みたいな。そのほうが私たち世代は消防団やってこそ一人前だみたいなあったから、60でもやらせろよなんて言ったら、いやいや無理しないでくださいということになるみたいですけども、だから、定数が増えたとちょっと思えないんですけども、土肥の方は40とか増えたとか聞いて、ああすごいなと思いつながら見えていますので、財政面からもちょっと検討かななんて思ったもんですから質問しました。

以上です。

Q 附属説明資料の124ページ、消防施設管理事業で消火栓設置等負担金というのが726万円あるんですけども、ちょっとすみません、この負担金の意味がよく分からなくて、そこを御説明ください。

A お答えいたします。

負担金というのは上下水道課のほうに工事をお願いしているんです。それで特別会計のほうにお支払いする分で、工事のときに一緒にやってもらう形を取っているんで、その関係で負担金としてうちのほうは一般会計の消防施設管理費から上下水道課の上水道会計に支出しております。

Q 分かりました。ありがとうございます。

Q よろしく申し上げます。

126ページのその他の事務事業で土肥港陸閘管理委託164万7,000円、それから八木沢海岸水門及び陸閘管理費20万円、これ20万円というのは私の地元ですから分かるんですけども、陸閘の160万というのは1件当たり幾らぐらい払っているんですか。9個あったのかな、6個、分かりませんが、それどのような管理されているのか。

A 今御質問のありました土肥港の陸閘管理につきましては、大藪地区をはじめ、中浜、屋形、浜、黒根の一応5地区に陸閘の操作の点検等の委託を毎年しております。国からの一応採択というような形になりますけれども、大体操作費、その委託費は4地区につきましては大体23万円程度、そして屋形区につきましては陸閘の数が多いものですから、屋形区については大体93万円ぐらいで、合計164万7,000円というような形になっております。

八木沢の海岸水門と陸閘の管理委託につきまして、こちらの委託先につきましては伊豆漁協土肥支所へ委託をしております。委託内容につきましては操作とかと全く変わりがなく一緒になっております。

以上になります。

Q 八木沢は土肥漁協が管理しているということですか、消防団じゃなかったんですか。

A 土肥漁協のほうへ管理委託をしております。すみません、伊豆漁協です、すみません。伊豆漁協の土肥支所に管理委託をしております。

Q 屋形区が多い、九十何万と払っているんですけども、屋形区はそんなに川がありましたか。湯の川とそれからもう一つ、そんなに陸閘あったかな。何本ありますか。大藪区が陸閘は多いんですけども、2個だよな。大藪が4個ぐらいあるんじゃない。

○委員長 回答できますか。

A おっしゃられたとおり、屋形区は13か所の陸閘があります。海岸沿いが全て、小さい陸閘は歩道沿いにあるかと思うんですけども、一番数が多い箇所になります。

おっしゃいました山川の温川につきましては、また別で屋形区以外のところに委託をしておるようになります。中浜のほうに委託をしているような形になります。

以上です。

Q ごめん、分かりました。

屋形区は堤防の延長線にあるのがそうなんです。小さい陸閘ですね。ふだんは開けっ放しなんですけどね。分かりました。

それで、今の八木沢のここの管理が土肥支所というのは、わざわざ何かあったときには、災害のときにも土肥支所が管理する。

A すみません、私のちょっと言い方が悪かったのかもしれませんが、伊豆漁協の土肥支所になります。土肥漁協と言ったほうが早かったですかね、すみません。土肥の漁協です。

Q 土肥支所というのは八木沢の向こうの山を1つ越えた通り岬越えた向こうですよ、

土肥支所は。僕の言っているのは八木沢支所なんです。伊豆漁協の八木沢支所には人がいないんで管理ができない。そうすると土肥からわざわざ来て、その陸圃を管理しなきゃならない。遠い人に管理させているということですよね。災害が起きそうなときには土肥支所から。

A すみません。受託者のほうが永岡委員おっしゃるとおり、すみません、伊豆漁協土肥支所の八木沢地区という形になるんでしょうか。一応その契約書のほうには伊豆漁協土肥支所八木沢地区というような形になっております。

Q 土肥支所八木沢地区というのは、八木沢漁協はあったんですけども、八木沢は今人がいないんですよね。支所なくなっているんで、八木沢の誰に依頼しているのか。

A 契約者は八木沢地区の方で〇〇〇〇さんという方をお願いを、その方と契約しているので、市としては八木沢地区の方をお願いをするという形を取っていますので。

以上となります。

○委員長 よろしいでしょうか。

Q あとは決算に任せて。

○委員長 決算でお願いします。

Q よろしくお願いします。

126ページです。

50のその他事業の2番の事業の内容です。その(2)です。

狩野川水系水閘門操作委託とあるんですけども、これについての説明をお願いします。

A この委託先でございますが、伊豆市の修善寺方面隊の消防団4分団がちょうど平安閣の裏にある樋管、それから牧之郷、牧之郷はちょうど飯田工業さんの上側になりますね。それから、もう一つは2分団、ちょうど百笑のコテージの道路反対側になります。

以上です。

○委員長 はい、すみません、続きを。

A 分団の瓜生野区が担当されます。

Q これは台風とか集中豪雨とか、そういうときにやっぱり水門開けるんですよね。それでよろしいですか。

それで、瓜生野の消防と言ったんですけども、あそこは団員が全然いないんだよね。日常的に活動しているのかどうかというのは把握しているかどうか伺います。

A 梅原主査に答えさせます。

A 瓜生野、熊坂については2分団が管理していますので、2分団の団員で対応するようにしています。第2分団の団員で行っております。

門を閉める、開けるという作業が当然雨の中にありますので、そういう対応は必要に応じてしております。

以上です。

Q 先ほど瓜生野と言ったから僕答えたんだけど、第2分団と言うから、じゃ、瓜生野、熊坂どちらでもいいということだね。分かった。

それと同時に、これは昨年は何回か門の開け閉めをしているのか把握していますか。

A 昨年は特に作業はしていません。

毎月の点検はあります。毎月点検をして動作の確認はしていますが、実際に雨が降って対応したという活動は、昨年はありません。

以上です。

Q ちょっとしつこいようですが、昨年だって台風があって大雨もあったんだよ。

それなのにやっていないというのはどういうことかな。よく理解できません。

○委員長 答弁できますか。

A 確かに台風が来て増水ありましたけれども、その段階にはいかなかったというふうに理解しております。

以上です。

Q 1つ、じゃ、お願いします。

説明書の125ページ、決算書は239ページ、防災対策事業の中の、ちょっと細かくて申し訳ないんですけども、防災用資機材購入というのがあります。決算書のほうでいくと、車載バッテリー駆動型移送ポンプ購入費というのは77万円、9の1の4の2の17の話です。防災用資機材購入が154万8,000円になっているんですけども、この150万のほうの防災用の資機材って何なのか教えてほしいんです。どこに置いてあるものなのか。それと、その下の車載バッテリー駆動型の移送ポンプって何なのか、どこに置いてあって、どういうときに使うものなのか教えてほしい。

それともう一点は、これらの資機材、毎年更新したり買い足したりしていると思うんですけども、通常の管理は、管理費みたいなのは特にないので、職員が時々点検しているのかななんて思うんですけども、その点教えてください。

A すみません、13番の防災資機材購入費、これ資機材と駆動型移送ポンプ合計で213万1,900円というような表示をさせていただいております。細かい詳細につきましては、細かい資機材をいろいろ購入している関係がありまして、また明細のほうはもしあれでしたら後ほどお出ししたいと思います。

駆動型の移送ポンプにつきましては、給水タンクから、例えば避難所のほうへ行って、避難所へ350リッターのまた袋があるんですね。給水袋みたいなのがありまして、そこから給水するための移送ポンプを購入しております。

これは防災倉庫のほうに保管をして断水時とかに持ち出して、各給水タンク車と一緒に各避難所のほうへ行って給水する補助的なポンプになります。補助的なポンプというのは、高低差がある場所とかそういうところだと普通に給水タンクがいただけでは、例えば下にあるところでしたら給水できるんですけども、給水する場所が上だったりすると到底できませんので、そういったものを補助するための移送ポンプになっております。

以上になります。

〔「管理」と言う人あり〕

A 管理につきましては、危機管理課のほうで管理をしております。

以上です。

Q 後で細かい表は全部要らないので、主にどんなものかでいいです。

A 今言ったように、ポンプと一緒に水槽を買ったり、あと飲料水を持ち運びする背負える袋みたいなそういう防災系の、防災系というのは当たり前の話なんですけれども、その辺を購入しています。あとは本当に小さい物をいろいろ買っているのです、すみません。

Q 同じページの125ページです。

防災対策事業の事業の内容の中の(4)と(8)なんですけれども、以前説明いただいたときに、このメールシステムというのは何か学校のメールというふうな説明だったかなと思うんですけれども、すみません、ちょっとよく聞き取れなかったもので、もう一度説明をお願いいたします。すみません。

A 学校メールとはちょっとまた、連携しているんですけれども、今市民の方へ配信している市民向けの情報メール、そちらのシステム自体が今回リニューアル更新になったということで、その構築の業務委託とあと使用料というような形になっております。

以上になります。

〔「補足させてください」と言う人あり〕

A 前回御説明上げたときに、確かに私のほうはメールシステムの構築業務と先にお伝えしました。これが職員の参集メール、それから連携する学校から生徒と児童の皆さん、保護者さんのほうにいくメール、これのシステムの構築、やり直しをしました。新規にシステムをつくりました。

それで、メールの使用料については職員の参集メールと学校の配信メール、それと併せて市民の皆さんにお伝えするメールの使用料、こちらを支出いたしました。

以上です。

(委員間討議) なし

【産業部関係】

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について	【所管科目】
----------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしく願いいたします。

説明書84ページですけれども、84ページの畜産振興対策事業、2の(2)です。

畜産衛生環境対策事業費補助金ということで、死亡獣畜処理3頭分とありますけれども、この3頭分の死亡理由というのはどういうことでしょうか。

A よろしく願いいたします。

死亡理由につきましては、そこまでちょっと今現状を把握していないので、後でお答えしたいと思います。

Q よろしく願いします。

よく九州のほうで鶏ですとか、最近は豚、死亡したのが、何かの感染症のことで、大量の鶏ですとか豚ですとかが処理されましたけれども、そういうふうな病気で死亡したというわけではないんですね。

A 3頭は牛になります。鳥とか今の豚ですとかそういうような形の死亡という形ではありません。

Q 死亡したときには、そういうふうな病原菌を持っているとかどうかそういうふうな検死、そういうふうなことというのはするんですか。

A はやりの病気の場合については、そういうような形というので鳥とか豚については早急なものはあるんですけども、取りあえず今回の牛に関しては、特にそういうような形では対応しているというような形では聞いておりません。

Q それは病原菌、このあたりはまだあまりそういうふうなことを聞いていないから大丈夫でしょうということで、そのまま処理したということでしょうか。

A また、その3頭の内訳とかそういうような内容についても、すみません、今現在ちょっと持ち合わせていないもんですから、後でお答えさせていただくような形でします。

Q 決算書のほうで、これはへい獣処理助成金、これが同じ、これは181ページです。181ページに、へい獣処理助成金というのがありますけれども、この助成金というのが死亡の獣畜処理というものと同じではないかと思うんですけども、こういう場合、へい獣処理ということを用いますか。

A 亡くなった動物に関しての名称として、へい獣というような名称を使わせていただいております。

以上です。

Q 分かりました。ありがとうございます。

Q よろしくお願ひします。

すみません、個人的なことになって申し訳ないですけども、ちょっと分からないもんで。

90ページの森林環境譲与税活用事業の2の(4)の2番目の市道温泉場大芝山線歩道整備工事修善寺1,026万円、そして、その下の5の市道温泉場大芝山線修善寺500万円というのがありますけれども、すみません、修善寺の公園道路から上の芝山台に行くところの木を切ったということは、皆さんが分かっているんですけども、ちょっとこれ範囲が広いので、どこをやったかを教えていただけますか。

A 大芝山線のまず修景伐の話からさせていただきますと、修景伐につきましては、その入り口から中里に行くトンネルの手前の交差点のところから、今回はきのこ総合センターがあるんですけども、そこのもみじ林の入り口のところまでが修景伐という形で、歩道というか車道にせり出している木について伐採させていただきました。

歩道設置につきましては、建設課の支出というような形になっていて、環境譲与税の財源としては財源は出ているんですけども、決算の説明のときも言わせていただきましたけれども、事業執行自体は建設課のほうでしております。

自然公園の駐車場から紅葉の時期とかそういうような紅葉の時期にお客さんが結構多いというような形で、今歩道がついていないところ、そちらきのご総合センターまでの間につきまして、今回木製の歩道を設置させていただきました。そちらのほうで環境譲与税を充当させていただいたという形になります。

以上です。

Q 分かりました。歩道は分かりました。そして、木を切ったのも分かりました。

自然公園の中の道が荒れているところを直していただいたのもこれでしょうか、そうではない。

A 自然公園の中につきましては、農林水産課の所管ではないものですから、次の観光のほうで聞いていただければと思います。

Q 分かりました。どうもすみません。

Q 90ページ、同じページになります。その事業内容の(3)委託料のところです。

ここで事業の成果、一番下のところに、市内の小・中・高校生を対象にした森林環境教育に取り組み、着手というふうにあります。説明のときには、県と連携してこの小・中・高の環境教育をしたというふうな説明を受けたと思うんですけども、これは令和4年度に初めて行われた環境教育のことかなと思うんですけども、どのような経緯でこれを県と連携してこの教育を行ったのか教えてください。

A 環境譲与税の執行につきましては、昨年度の6月に補正予算のときに説明させていただきました。森林環境の指導員を用いて、市内の小中学生に森林に関しての関心を持っていただくというような形で予算化させていただきました。

その中で、静岡県と連携したのは、伊豆総合高校の土肥分校の部分についてです。そちらの森林指導員、そちらの事業分けをして、県のほうと同じ事業と県の事業と一緒に連携するような形で、間伐後の木材のチェーンソーですとかそういうのを、ちょっと雨が降って土肥分校の実際のフィールドのほうには行けなかったんですけども、土肥分校のほうで作業、木を切る体験の作業をしてもらったというような形で聞いております。

以上です。

Q 決算書の307ページ、基金の関係ですけども、森林環境整備基金はそっちでいいですね。農林水産課でいいですか。

令和3年度が4,098万3,000円何がしかで、それが令和4年度の積立金が1,268万6,000円となっておりますけれども、これ先ほどの90ページの森林環境譲与税の活用事業と重なりますけれども、令和4年に森林環境譲与税は幾ら来て、そして余った金が1,268万6,000円何がしかですよね。そして基金として積み立てたということなんですから、そしてこの基金を積み立てたことによって、令和4年末が5,357万円何がしかに繰り上がったわけですから、これは来年度以降、新聞報道によりますと、この配付が変わってくると、金額が。今、大都市で人口割やったんだけど、そうでなくて、森林面積割に多少なりともシフトしてくるといようなのがちょっとニュースとして入ったんですけれども、この基金を使った事業をもう少し拡大できないもんかなと思って。これ令和4年度のときには幾ら来て、そして1,268万6,000円余ったんですか。

A 令和4年の森林環境譲与税につきましては、4,667万4,000円が譲与税という形で交付されております。令和4年の各事業の残が、先ほど言った1,268万7,000円というよう形になっています。

新聞報道とかでもありましたとおり、どうしても森林環境譲与税、財源として充当されているんですけれども、全ての自治体が年度内に消化しているという現状ではありません。伊豆市も、やはりどうしても事業で活用できない部分については、こういう形で基金という形に積んでおります。

今、森林環境譲与税でやる事業として、森林経営管理制度という形で、なかなか整備されない民有林について、市のほうが管理権を引き受けて整備するというような形の計画で、今4地区モデル地区を設定して作業するというような中で、そちらのほうである程度のお金がかかるという想定も当初ありまして、基金という形に積んでおりました。

その中で森林環境譲与税につきましては、配分の変更があるかもしれないという中で、その中でやはり消化率というものがもしかしたら考慮されるという部分で令和5年度、今年度の事業については、基金へ積んである部分も取り崩して事業のほうを実施しております。

環境譲与税を拡大、もっとオープンに充当するという形に委員おっしゃられた部分については、昨年度の2月に森林経営管理制度の活用の協議会という形で、市のほうで森林の関係する森林組合ですとか林業事業者、あと学識経験者ですとか地域の代表者とかそういう方たちの協議会を設定して、使途についてはその協議会で既存のものを知っていただきながら、新規のもので何か使えるような形がない

のかと、そういうような形では今年度協議していただいて、来年度以降の予算に何か反映できるものがあればというような形で今検討しているところです。

以上です。

- Q この4,667万4,000円の譲与税が要するに入ったというんですけれども、どこかにその記載がないようですので、ちょっと質問させていただきましたけれども、本来ならば、この一番右側のところに記載があってしかるべきかなと思ったんですけれども、その記載しない理由というのは何かあるんですか。

ここから全部こっちに移ったわけで、この森林環境譲与税4,667万4,000円は、ほかの事業にもいっぱい振り分けていると思うんですよね。ですから、そこら辺のところの内訳も分かるようにしていただきたいなと思うんですけれども、それと、もう一つが、現在の総務部長が産業部長だった頃に、この森林環境譲与税が創設されたときに1年目だったですか、たしか。こんな基金を積み立ててどうするんですかと言ったら、将来に向けた事業を展開していきたいと、そのためにその基金を積み立てるんですよという話を承ったことあるんですよ。そうすると、その計画は何なのかなということがはっきり分からなかった。ある程度計画がなければ基金を積み立てる必要はないわけですよね。だから、そこの計画というのは何なのかなと。ここでは、今日はもう決算のことですから、基金ですけれども、また改めてそこのところをお伺いしたいと思うんですけれども、やっぱり計画があってこそ積み立てていくということがこの基金の目的じゃないかと思うんですけれども、そこのところは御理解していただけますか、そこは。

- A 決算の説明資料の記載等につきましては、また財政のほうとその中身については検討していきたいと思います。

もちろん環境譲与税につきましては、決算書の17ページには、歳入の中で金額のほうは載ってはおります。決算の説明資料の①の44ページ、そちらで譲与税とか交付金の状況というようなところには、環境譲与税の金額というような形の記載はしてあるんですけれども、すみません、決算説明資料の後段の部分、②の説明資料の中にはその金額の歳入の財源の部分という形の記載がなかったことについては、すみませんけれども、協議させていただきます。

以上です。

- Q なぜこのような質問をしたかといいますと、せっかく来た譲与税ですけれども、どういうふうな事業に使ったのかなということが明確でないもんですから、そこのところ分かるようにしていただきたいというのが趣旨にあるんです。御理解してください

い。今後できればそのところを、決算成果説明書の資料の中で明示していただければいいかなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

A そちらのほう、もちろん対応したいと思います。

市のホームページのほうには、すみませんけれども、環境譲与税の使途というような形で公表のほうは毎年させていただいておりますので、またそれも含めて説明のほうをいろいろしていきたいと思います。

Q お願いします。

説明資料の89ページの下段になります。食肉加工センター管理運営事業、イズシカ問屋になるんですけれども、目的としては有害鳥獣捕獲と狩猟者の意欲増進ということで、それは十分承知した上で質疑なんですけれども、そうはいつでも、やはり収支というのはないがしろにできないということで、将来的には民間経営も目指しているという話を聞いたことありますので、この支出1,941万4,000円に対して、諸収入等県支出金を差引きすると380万円のマイナスということになるんですけれども、ここ何年かの運営状況からこの数字をどのように捉えていますか、傾向性として。

A どうしても自然の物に対しての獲っていただいた方に対しての支出と、そういうような部分もあるもんですから、その年その年によって獲れる量とかそういうような部分というのは、こちらのほうでコントロールできる部分はないんですけれども、なるべく搬入を多くできるような形で、働いてもらっている職員、そちらのほうのスキル等を高めるような形で処理できる件数を多くしたいというような形では考えております。

どうしても今、豚熱の関係で、昨年6月からイノシシの搬入のほうがストップされております。こちらでどうしてもイノシシ肉の需要というのは、やはり伊豆市の場合、ある程度一定程度あったもんですから、そちらのほうで昨年度につきましては収入のほうが落ち込むというような形になっています。

働いてくれている会計年度任用職員につきましても、技術の継承というような形で今ちょっと過渡期のような形で、そちらのもともと働いてくれていた方から新しく働いてくれている方に技術のほうを、なるべくイズシカというブランドの培ってきたものを損なわないような形の技術習得というような形で頑張ってもらっているところで

Q 食肉以外にもいろんな販路を拡大して収支の改善に努めてきたということは理解しています。そんな中で今お聞きしたのは、令和4年度は豚熱の影響もあって収支が落ち

込んだのか、それとも一昨年と比べてどうなのでしょうかという、端的な数字ですけれども。

A 収入は落ち込んでおります。

Q それは一時的な外的な要因ということで捉えていいと思うんですけども、徐々にいろんな工夫を凝らして収益が改善しているという、全体的な捉え方としてはよろしいですか、この経営の状態というのは。

A もともとイズシカ問屋で稼働をしていたときから、減容化施設ですとかそういうような施設を導入することによって、今までかかっていた産廃の処理費用ですとかそういうような部分の削減ですとか、あとは捨てていた部分をペットフードで活用したりですとか、あと全てのものという形で、骨にしても、角にしてもなるべく入札とかそういうような形で買っていただける方に引き取っていただくというように、余すところなく物を使っているという状況なんですけれども、どうしてもその中で昨年度につきましては、先ほど言った豚熱の部分もありますんで、どうしても働いている方の人件費まではちょっと消化し切れなかった部分というのは、どうしても毎年度出てきておりますので、それがあと水道光熱費ですとかそういうような部分で、若干昨年度はそういうような部分が多くなっているところもあるんで、昨年度は落ち込んでいる。

今年度もそこら辺が改善できるかというのと、今のところその状況としてはあまり大きく変わっていないもんですから、すぐに好転するというような形ではちょっと考えられないんですけども、なるべくそこら辺の活用の部分で、どうしてもあるものですか売れないものですか、なるべく多くを受け入れられるような形というのは、職員のほうにも技術習得の中で対応していってもらいたいというようなところでございます。

以上です。

Q なるべく多く受け入れるということで、狩猟者の捕獲意欲、持っていても引き取ってもらえなかったと、そういうことかなるだけなくなるようにということでいろいろ工夫していただいているんですけども、令和4年度についてはそのような声はどんなでしたか。

A どうしてもイズシカ問屋自体は平日だけ営業というように、それ以外の土日の受入は、市内にある民間のところ問屋以外の搬入というように対応策で、年間200頭をめどに鹿の搬入というように対応を令和3年度からしていただいて、昨年度も

していただいているところでございます。

以上です。

Q あと、食肉を利用していただいている事業者からの立場からなんですけれども、これ年度前なのか、年度替わりなのかちょっと記憶がないんですけれども、年度替わり、変わってからだとしたら質問から外れちゃうんですけれども、鹿肉の供給が不足したという、一時そういうときがあつて、手に入らなくて商売がちょっと滞ってしまっているという声があつたんですけれども、そのことについては把握していますか。

A どうしてももちろん狩猟期間後、有害鳥獣というような形で、それ以外の期間も伊豆市の場合については、1年間を通してイズシカ問屋で受け入れることはできます。

もちろん有害鳥獣の捕獲というような部分は、静岡県でも事業のほうを実施しております、どうしてもそちらの期間で狩猟した個体に関しては、静岡県のほうの捕獲の報償費とかそういうような部分が二重に入るものですから、その部分でどうしても年度当初に捕り控えをするというような形ではないとは思いますが、どうしてもふだんの7,000円と買取費用以外の部分の県の管理捕獲というような部分の費用の部分で、狩猟者の捕り控えというのは出ているような話と、どうしても年度当初の4月、5月ぐらいのときに搬入が少なくなっているというのは聞いております。

Q そういった事情で年度当初は供給が不足するという状況が何年も、やっぱりこれは継続的にそういう状況が生まれるということは仕方のないことなのかなと思うんですけれども、そうですか、分かりました。

じゃ、そういった外的な要因によって供給不足が生じたということで、供給の配分の公平性とかそういうものについては問題はないと捉えていますか。

A どうしてもその日の入札、競りというか、搬入者に9時までには持ってきていただくんですけれども、どうしても大きい個体からというような形で上から何頭というような形になるんですけれども、あまり多くなり過ぎると、その調整というような形は問屋のほうで対応しているというような形では聞いております。

Q 今お答えいただいたのは受入れのほうなんですけれども、販売のほうなんですけれども、販売ルートは幾通りか決められているそうなんですけれども、そういう販売ルートというか、利用者側にとって公平というか、正当な手続で販売がされているかどうかというような、そういった確認はいかがでしょうか。

A どうしても販売を受ける側の個体というか搬入の条件とかそういうような部分で、おのおのにある程度の対応はしているというような話で聞いております。それがなる

べく納入が偏らないような形で対応していると。どうしても個体数が少なくなってしまうんで、全体的に少ないというようなことはあるかもしれないんですけども、こちらだけ、こちらだけというような形で対応しているというような話では聞いておりません。

Q 杉山誠委員と同じところで、イズシカ問屋に令和4年度は視察が何件ぐらいあって、その視察が職員さんの業務の支障になったというようなことはありませんでしょうか。

A 令和4年度につきましては17件の視察があって、延べ121人というような形で聞いております。基本的には、視察については金曜日に受け入れるというような形で、基本的には原則は決まっております。どうしても行政の何らかの都合とかそういうので調整できる部分については、なるべく多くの対応をしているというような形です。

以上です。

Q 負担にはなっていないということで理解していいですか。

A その中で、週1日というような形で対応できるような形というので、そこで負担を調整しているというような形で考えております。

Q 前出委員も触れていましたけれども、令和4年度の当初予算の中に運営部分の民営化に向けて準備を始める、進めると書いてあるんですが、令和4年度の1年間でその準備は進んだのかどうかを聞いて終わりにします。

A 令和4年当初、イズシカ問屋で地域おこし協力隊の職員が研修をしていて、そちらの職員がある程度事務というかイズシカ問屋の運営というような形で継承できるかというような形で研修のほうをしていただいております。その中で、結局はこれがそのまま継承できなかったというようなところについては残念には思っておるんですけども、どうしてもほかの近隣の事例でもそういう有害鳥獣施設というような部分については、なかなか民営化というような部分でうまくいっていない部分が多いと。何がいいのかというようなところで、公設でやっているという安心感というような部分というのはどうしてもあると思います。その中で、どうしても100%民営化できなければすみ分けをすとか、こちら前も委員会の中で当時の部長が答えていた部分もあるんですけども、販売の部分と、あと受入れの部分のすみ分けができるかとかそういうようなところについては、昨年の当初はそういうようなところで検討はしておったんですけども、ちょっと隊員の部分もありまして、ちょっとそこらについては今ストップしております、有害鳥獣の中で今後も伊豆市としては公設公営というような形で現状や

っていこうというような形で考えております。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

附属説明資料90ページ、森林環境譲与税活用事業の(5)③です。ナラ枯れ被害対策事業補助金200万円、これについて説明をお願いします。

このナラ枯れの対策についての依頼件数と対応件数、これについてお願いします。ちょうど200万円と整った数字ですのでお願いします。

A こちらナラ枯れの被害対策事業というのは、令和3年度から令和5年度までの3年間の時限というような形での補助金制度のほうで申請していただいて、枯損木、あと伊豆市の場合ちょっとシイタケの生産地というような形で、シイタケ生産の、日陰にどうしてもシイタケ木の下で干すもんですから、そちらの木の被害防止の薬液注入とそういうような形で、1件について上限200万円で2分の1までの補助というような形でさせていただきます。

令和4年につきましては、15件の申請で52本の処置をしていただいたと。これについては、全て枯損木の処理費用というような形になっております。こちら200万円の補助金というような形で、予算の中でというような形で、昨年度につきましては、もう年内に200万円、上限いってしましまして、まだナラ枯れの被害については、ちょっと収束というような形というか、被害自体は拡大というような部分はないのかもしれないんですけども、どうしてもそのときに枯損した部分というものの処理というのは、まだ今年度も予算化して続いているというようなところでございます。

以上です。

Q その対策としては、枯損木伐採とか薬を注入するというような、これが対策としての主なものなんでしょうか。

A この2点、そちらについての補助というような形で対応しております。

Q 対象者、この事業の補助金の支払い先というのは、例えば木を道路脇のナラ枯れになった木を伐採するとかそういう場合にはどういうところ、シイタケ栽培をされている方については、そのシイタケ栽培を行っている方というふうな対象でしょうか。

A シイタケにつきましては、もちろんそのシイタケの生産者というような形の対応になります。枯損木につきましては、処置していただいた方というような形になりますので、その木の所有者、あと管理している方と、そういうような形で、そちらのほうに補

助金のほうを出しているというような形になります。

以上です。

Q 3年から5年の期間ということですがけれども、それ以降も考えているということを知りましたけれども、この3年間につきましては、上限の200万円がほぼ3年間使い切ったということによろしいですか。

A 初年度につきましては、200万円まではいきませんでした。昨年度は200万円まで上限達して、まだ被害状況とかそういうような部分とか、まだ昨年度の部分もあったもんですから、今年度につきましては、金額としては500万円までの計上をして対応している。

Q 終了です。

Q すみません、再確認させてください。

グリーンの84ページの先ほどの小川さんが言った畜産の補助金という7万8,000円の項目と、白い決算書の181ページのへい獣処理助成金7万8,000円、これは同じものですか。もし同じものならば、助成金と補助金の違いを教えてください。

A 同じものです。助成と補助というような言葉の違いというような形で捉えております。

以上です。

Q 違っていいんですか。補助金要綱というのがあるみたいですがけれども、助成金要綱というのは出てこなかったんですけれども。

A 181ページにつきましては、予算の支出の名称というような形で助成金というような形の記載になっています。補助金はもちろん補助金交付要領の中で補助金の支出をしているというような形になります。

以上です。

Q 財政上の言葉として、補助金と助成金の違いというのはあるんでしょう。同じなんですか。

○委員長 助成金と補助金の違いとか、多分その辺を聞きたいのではないのでしょうか。

A すみません、すぐに答えられないもんですから、後ほど。

Q お願いします。

Q 説明資料の82ページ、6-1-3の4の決算書でいくと179ページの6-1-3の4の18の部分です。奨励作物の支援補助金と農地維持対策補助金のところについて教えてください。

さい。

奨励作物支援事業補助金については、奨励作物の大豆の耕作に対する補助金ということで理解しています。これも連作障害があるんで、場所を探しながら、ちょっと移りながら大豆を作っているということだと思っんです。これは大体毎年同じぐらいのものができていて、4年も同じぐらいを維持できたのかなということを知りたいです。

それと、それと一緒にのと同じ18のところに農地維持対策補助金というのが179万円出ているんですけども、これはどういう使われ方をして、どういう効果があったのかというのを教えてほしいんです。事業の成果のところに、農地の利用集積云々と書いてあるんで、その辺に関係があるのかとかというのはちょっと分からなかったので教えてください。

A 青木委員がおっしゃったとおり、奨励作物につきましては、昨年度も大豆と、あと飼料用米というような形で助成をしております。それにつきましては、1アール当たり1,200円というような形で、大豆につきましては865アール、飼料用米につきましては40アールの助成をして107万8,000円というような形になっています。

もう一つの農地維持のほうにつきましては、集積に関する部分になります。2つ方法がありまして、農業経営基盤強化促進法に基づくものにつきましては、1アール当たり800円、あと中間管理を使ったものに関しては1アール当たり1,000円というような形で各個人、あと法人に対して助成しておりますので、面積につきましては、経営基盤の強化促進法につきましては1,709アールで800円の136万7,200円、中間管理につきましては423アールの1,000円の42万3,000円で、合わせて179万1,000円というような形になります。

以上です。

Q その農地維持対策補助金については2つの制度があって、それぞれが今言ってくれたような面積ができてこの金額の補助金が出ましたということで、それは理解しました。

何でわざわざ聞いたかというのと、要するに遊休農地まだいっぱいあるわけですね。大豆はなかなか広げるのを難しいと聞いているんですけども、今聞いたら飼料用米も始めているということなので、これは4年度でもう少しこれを広げるような、要するに遊休農地対策としてもっと拡大するような方向の検討というのはされなかったのかということを知りたいです。

A もちろん今大豆の生産組合のほうをやっていただいている、どうしても連作とか、あ

と5年に1回は水田としての機能がしっかり確保されているかということで、ブロックローテーションというような形で、その中で拡大、5年に1回は水張りをしなくちゃいけないという確認をするということがあるものですから、その部分になるべく貸していただけるようなところがないとか、そういうようなところはもちろん組合のほうでも検討して、うちのほうも提案はさせていただくんですけども、どうしてもやっていたらいる人間のマンパワーとかそういうような部分、あとなるべく1団地でまとまったほうが良いというような形のところで、なかなかそういう調整が立たないものから、拡大には至っておりません。どうしても水田の活用をしているということで、その中で使う栽培するものでちょっと難しいところ、水田の機能がないとその交付金が出ないんですけども、なかなか水田の機能だとなかなか水はけがよくなくて大豆にはあまり向かないとかそういうようなところもあるものから、なかなかやれるところも限られるというようにところで、今後もそういう遊休農地増える可能性があるものから、そこら辺でなるべくよい条件のところを取り込んでいけるような形は考えていきたいと思っております。

Q 81ページ、農業振興対策事業の2の④ですけれども、農業次世代人材資金交付金というのが600万円であります。事業の成果として、新規就農者に対する支援の実施により早期経営安定に向けた環境改善が図られたということで、この事業の成果のこれは④と関連しているのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

A こちらなんですけれども、新規営農された方のどうしても営農初年度は収穫とかそういうような部分がなかなか確保できないとか、そういうような経営が不安定な部分について、そちらの助成というような形で年間150万円という助成を最長3年から5年というような形でやっているものです。それによって、言ったとおり、どうしても就農当初の経営状況とか安定化というような部分には効果があるというような形で、今、昨年度につきましては、4名の方が活用していただいているような形になっております。以上です。

Q そうしますと、この4人の方は環境改善が図られたということで、生活はある程度安定したということでしょうか。

A どうしても1件について150万円というような部分で、全てが順風満帆というような形かどうかというようなところなんですけれども、最低でもその部分の収入は確保されているというようなところで、下支えの部分というようなところでは効果があると

というような形で考えております。

以上です。

Q この方たちは新規就農者ということですね。これは新規就農、こういった就業形態、こういった農業を始められたのでしょうか。

A ワサビ生産者が3名、あとシイタケ生産者が1名というような形になっております。

Q 150万円といいますと、お一人の方か、あるいは御家族のいらっしゃる方かちょっと分かりませんが、150万円では生活していくのにどうかなということは思いますけれども、この方たちは、例えばよそから来た方で新しく住まいを求めてか、あるいは自営で外にいた方が伊豆市に戻ってきて新しく始められた方か、教えていただけますでしょうか。

A このうち2名の方につきましては、地域おこし協力隊から就農されている方というような形になります。シイタケの方1名と、あとワサビの方1名。あとそれ以外の2名につきましては、1名は外部から移住してきて就農されている、1名については地元の方なんですけれども、新たにワサビ農家として就農された方というふうな形で聞いております。

以上です。

Q その上に、伊豆市の農業の活性化が図られたということを書いてありますけれども、この4人で農業の活性化が図られたということではもちろんないと思いますけれども、市内全体を見て、農業の活性化というのは今現在図られていると思いますか。

○委員長 事業の成果としてお答えいただきたい。

A もちろん新しい就農される方が増えるというような形では、市内の伊豆市で基盤として営農されているワサビとシイタケというような形の新しい方たちが増えるというような形では、その業界については活性化されているというような形ではあると思います。

以上です。

Q その業界の方たちの中では活性化されているのではないかということのようすけれども、これからもこのワサビにしても、シイタケにしても、あるいはほかの農業にしてもどんどん活性化されるように、PRのようなことをしていただけたらなと思います。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

附属説明の82ページ、5、地域おこし協力隊推進事業について828万2,000円、ここに
ついてお伺ひします。

事業の成果の中で、ここでは産業のワサビということが書かれているんですけども、
事業の成果、畑ワサビの試験栽培及び複合経営作物の栽培を実践してというところ
なんですけれども、この内容について、従来のワサビとこの畑ワサビ、これについての
違いを説明願ひします。

A 水ワサビと畑ワサビの違いというような形では、水ワサビについては根の茎、根茎の
ほうが販売の主になっていると。畑ワサビにつきましては、根よりも上の生えている茎
と葉っぱ、そちらのほうがいろんな加工品の原材料になるというような形で、水ワサビ
と畑ワサビである程度のすみ分けができるというような形では考えております。

以上です。

Q 同じワサビと言われているんですけども、栽培方法と用途の関係で、加工も含めて
違いがあると。そして、これが新規就農作物とこの時点で取り上げているということで、
この方はこの畑ワサビの栽培を今後続けてなりわいとしていくというふうな解釈をし
てよろしいのでしょうか。

A もちろん畑ワサビにつきましては、今までも土肥地区ではもともと畑ワサビという
ものである程度の営農をしておったんですけども、先ほどからも出ている遊休農地
対策とかそういうような部分に今後活用できないかというような形で、せっかく伊豆
市でワサビの生産というような形で水ワサビの生産されていて、その中である程度、種
とかそういうのが確保できる条件というのがある程度あるもんですから、そこで上手
に種苗のほうまでうまく回るような形になれば、将来的には種苗から水ワサビの苗の
生産、畑ワサビの苗の生産というような形でうまいサイクルがつかれる可能性もある
というような形で、どうしても水ワサビだけでなくそれ以外の遊休農地対策と、田ん
ぼが空いている時期とか、水ワサビの基本的には1年中栽培できるんですけども、そ
こで副業的に畑ワサビが取り入れられるというような可能性もあるもんですから、そ
ういうような形で、今、地域おこし協力隊のほうで研究というような形で研修してい
ただいているというような形になります。

以上です。

Q ありがとうございます。

地域おこし協力隊の推進事業が今後も実を結ぶことを期待しております。ありがと

うございました。

A お願いします。

説明資料104ページ、決算書209ページ、道の駅管理事業についてお伺いします。

概要で地域振興施設、広場、水際公園、駐車場等の整備とありますけれども、地域振興施設が具体的にどのように使われていたのか、それから広場、水際公園、駐車場等の整備で委託料が出ていると思うんですが、この委託料に見合う管理がされていたのか。売るほうはたくさん購入等が見受けられているんですが、外の管理、特に水際公園、あれだけの環境があるところで使用があまりなされていない、ましてや入るなというような看板が出ている、そのような状況でこの決算が納得できるかどうか、管理者として、お願いします。

A 地域振興施設、建物となるんですけれども、実際あまり地元の方が会議室などを使われたというところはちょっと伺っていないんですけれども、自衛隊とかそういうところの防災訓練とかでは使っていただいております。

あと、水際公園、広場は、月に1回、地元の皆さん向けではという限定ではないんですけれども、イベントを行っていただいております。

駐車場につきましては、県・国の所有の駐車場、トイレのごみ拾い等管理をやっていただいているんですけれども、しばしば草が伸びているという状況はこちらでも確認しておりますので、その都度、指定管理者のほうには草を刈ってくださいというところの指導のほうはさせていただいているんですけれども、すぐ対応というところがちょっと外部委託に出しているそうなので、ちょっと早急に対応できていないというところは、毎年の実績報告のときにはそういう指摘はさせていただいております。

あと、水際公園、川のほうに現在行けていないんですけれども、そちらも行けるようにというお願いはしているんですけれども、安全管理の関係でちょっとどうしても今お願いは再三しているんですけれども、開放のほうはさせていただいていないので、ちょっとそこら辺はまた協議をさせていただきたい期待と考えております。

以上です。

Q 道の駅の現状、これ4年度の決算なんですけれども、現在もぜひ確認をしていただきたいと思います。少しちょっと人に見せられないかなみたいな感じが見受けられますので、その辺はぜひ確認をしていただきたいと思います。

それから、これ4年度の決算なんですけれども、先ほど言った水際公園の利用という

か利用促進、あれ宝だと思うんです、ごめんなさい。これ決算なんですけれども、課題ということで、函南の道の駅には川の駅があります。神島公園が伊豆の国市にはオープンしました。これ2つ連携しているんですよね。今度あそこの道の駅の3つが狩野川沿いに連携するとすごくいいことが生まれるんじゃないかなと、これ課題です、すみません。そんなことも頭に入れて対応していただければと思います。

以上です。

Q ちょっとよろしくをお願いします。

同じく104ページの前出委員と同じところですが、これ道の駅の管理事業ですけれども、これ3番目の事業の成果というところで、令和4年が68万5,717人、令和3年が60万プラス去年よりも3年よりも7万8,000人多いんですよね。それに対して、諸収入が29万円ですよね。そして、令和3年度が見ますと203万1,000円ですよね。これ10分の1になっているんですよ。これどういうことなのかな、ちょっと理解できないんですけれども、お願いします。

A こちらの収入につきまして確認させていただいたところ、売上げに乗じて売上げの何%を市のほうに納入をしていただいております、その金額がすみません、令和4年度ちょっと抜けております、827万6,000円市のほうへ納入しておりますので、こっちは申し訳ございません、ちょっと記載がなかったというところで申し訳ございませんでした。

Q ちょっと道の駅の事業内容の条例見ていないんですけども、827万6,000円が市に戻ったということは、よろしければ事業内容、売上げとか収益等の内容というのは公表できますか。

A 収益が幾らかというちょっと今資料を持っていないんですけれども、納入の計算式という形でよろしいですかね。それですと、年度ごとの売上げが2億円以下だった場合は一律200万円を納入していただきます。2億円から3億円の間でしたら、その200万円にプラスして、2億円を超える金額の部分に3%を掛けて納入していただいております。3億円以上になりましたら、その200万と3%に3億円を超える金額の5%を上乗せして市のほうへ納入していただいております。

以上です。

Q よろしくをお願いします。

101ページのだるま山の件でお伺いします。

このだるま山も少しだけ上げてあるんですけれども、2,594万9,000円、これが支出された金額ですよ。そうすると、それはだるま山事業支出金の管理事業費で出ているのは一緒なんですけれども、収入のほうは枠外にある2,322万6,000円がここの収入に入ってきているという解釈でいいわけですね。そうすると、差引きが272万3,000円の三角だということ。そうすると、この三角というのはどういう処理をされているんですか。ちょっとこの272万3,000円というのが県の支出金の270万円と関連があるのかどうか、そこら辺をちょっと説明していただけますか。

A まず、諸収入というのがキャンプ、ロッジ、レストハウスの売上げの金額になります。県支出金というのが、市が代行という形になるんですけれども、市が工事を行いまして、10万円を超える工事につきましては、県から納入をしていただいております。その差額につきましては、一般財源で負担させていただいているという形になります。

以上です。

Q もう一つ確認させてください。

そうすると、県支出金の277万7,000円なんですけれども、予算を見ると750万円になっているんですよ。そうすると、この減った理由という、500万ぐらい減っているんですけれども、これは意味は何ですか。

A すみません、予定していた工事を行わなかったという形で減っているという形になります。

以上です。

Q 確認終わります。いいです。

Q お願いします。

説明資料の94ページになります。下段の産業強化事業で、この中にいろいろな事業が、成果というか結果が書かれているんですけれども、その中の一つで、伊豆市版DMO事業のこの中で新規事業であったんですけれども、ガイド養成事業、それから新規ではないんですけれどもコンテンツ商品の造成、これ具体的にはどのように進められたでしょうか。

A 伊豆市産業振興協議会の大路です。よろしくお願いたします。

まず、ガイドの養成につきましては、今伊豆市内に今年度、実は土肥地域と中伊豆地域のガイドクラブというものが立ち上がりましたので、これで7団体になったんです

が、昨年度ばらばらだった市内のガイド団体を1つに取りまとめるガイド連絡会というものを設立しました。その中で市民ツアーなんかをやっていた中で、ガイドさんの必要性というのが非常に声が高くて感じている部分ですので、そういったところで課題を解決しようというふうなことで、課題の共有であったり、うちのガイドクラブはこんなことをやっているよというような情報交換をして、そういったものを基にガイドを課題を共有して育成をしていくという形で進めておりました。

それからコンテンツの造成につきましては、旧4町単位で各担当をつけまして、その担当が伊豆市ならではのものであったり、または今までのものなただけでも、もうちょっと工夫をすると面白いものになるのではないか、魅力を発信できるものになるのではないかというものを直接事業者様に当たりまして商品を開発するというふうな形で、その地域ごとに部会というものを設けていましたので、そこでまた協議をして、こういうふうにもっとしたほうがいいんじゃないかとか、そういった議論を重ねてコンテンツのほうを開発したという形になります。

Q ガイドさんの案内する内容というか、そういう具体的なものを少し例示していただけますか。

A これ地域によって地域ごとガイドさんというのがありますので、例えば修善寺の温泉場にはふるさとガイドさんというものがあります。これは「鎌倉殿の13人」ありましたけれども、そういったコースを巡るコースをつくりまして、それぞれの場所でのガイド、それからもう一つ、修善寺の温泉場には修善寺SGGというガイドさんがありまして、これは多言語でガイドができる、多言語といいますが英語、中国語を今中心にガイドをされている団体で、それもポイント、ポイントで案内をするという形、それから例えば天城ですと天城の自然ガイドクラブというのがありますので、これは八丁池であるとか、天城の山稜線であるとか、そういった山を中心にガイドをするとか、そういった形でおのこの活動していただいております。

Q コンテンツ商品とは直接具体的に連携しているようなところはありますか。

A そのコンテンツの中で、やはり散策をするとかというコンテンツにつきましては、やはりガイドさんというものは欠かせないものですから、そういった意味では、必ずガイドさんに入っていただいて、その商品に付加価値をつけるという形で進めております。

Q 令和4年度で造成、それからガイド連絡会というものが立ち上げられたということですが、4年度の活動というのはどんなことが行われたのでしょうか。

A ガイドさんの活動ですか、いわゆるクラブ連絡会の活動ということで。

Q 連絡会。

A 連絡会の活動としましては、昨年度が立上げの年になりましたので、まず立上げを行って、その後2回情報共有の場、それから課題解決をどういうふうにしていったらいいんだろう、また令和5年度に向けて、今年度、実はガイド養成の補助金というものを付けていただいて今やっていますけれども、そういった要望事項というか、そういったものの洗い出し、それからじゃ5年度、これも今年度開催するんですが、勉強会をやったらいんじゃないかとか、そんな提案もありまして、そういった活動を、ですから部会のようなものを3回実施しております。

Q いろいろ分かりました。

コンテンツ商品なんですけれども、実際にもう活用されているんですか。

A コンテンツ商品ですが、これ観光DXというものを取り入れまして、実は伊豆市観光情報サイトというものに「いずたびPick Up!」という窓を設けまして、そちらで販売をしております。中には売れているものもありますし、まだ1件も売れていないというものもございます。

それから今日ちょっとこちらにお持ちしましたが、静岡県のほうでこういった観光商品シートというものをつくっております。これ全国の250社余りの旅行社に配付をするもので、今こちら付箋をつけてあるところが伊豆市の項目が載っているページでございます。ですけれども、これはあくまでも旅行社に届くのであって、旅行社がこれを見ていいなと思わなければお客様のほうには届かないという課題があったので、昨年度、観光DXということで、直接お客様に届ける手法としてそういったものを取り入れたという形になります。

Q 分かりました。

直接お客様に届けるというのは、スマホ検索とかそういった情報を、そういった観光事業者でなくて直接自分で検索できるというか、そういうシステムということになるでしょうか。

A おっしゃるとおり、直接御自分のスマホから観光情報サイトのページを開いていただいてボタンをクリックしていただくと、その場で内容ももちろん見られますし、予約、それからカード決済とひもづいていますので、決済までできるというシステムになっております。

Q 分かりました。

Q 説明資料の94ページ、今のところですか。その事業内容の一番下、⑧の会員連絡ツール、これが新規事業ということで導入されたようなんですけれども、具体的にどのようなことでしょうか。今まで紙媒体で郵送とかしていたものがこれに変わったということでしょうか。具体的にお願いします。

A 黒須委員おっしゃるとおり、今まで紙媒体で情報提供していたもの、または入手、今度は受けるほうです、これを迅速的に行う必要があるということを経済の時期に痛感を感じましたのでアプリを開発しました。そのアプリを入れてもらうことによって、こちらからの情報が瞬時に届くし、またお客様からの今商工会に導入をしていますけれども、商工会員からの情報も返ってくる、また補助金の申請なんかも情報で出してそれも返ってくると、そういったものになります。

Q ありがとうございます。

補助金の内容もこれで瞬時に商工会の会員の方たちに届くというふうなことを今伺ったので、以前、補助金に関しては、市内の事業者の方からちょっと端的に言うと不満の声なども上がっていたこともあったので、そうしますと、それもこういうことで改善の方向というふうには考えられるということですね。

A 確かにそうなんです、先ほど申しましたように、これアプリですので、まずアプリをダウンロードというか入れてもらわないとスタートしません。ですから、今それを商工会さんの窓口であったり、また何かの機会に商工会の職員がQRコードを持ち歩いていて、それを読み込んでもらってまずアプリを入れてもらうということから始めております。

今年度のお話になりますが、8月末で確認したところ、今、商工会員さんが約1,000名ほどいらっしゃるということですが、そのまだ150名ほどしか登録ができていないということで、今年度の目標として50%の500名ぐらいを目指しているという話を聞いております。

Q すみません、簡潔に。

104ページ、湯の国会館管理事業、決算の説明会のときに620万円の指定管理の支出はなしと聞いたんですが、すみません、聞き逃したかもしれませんが、その理由は何でしょうか。

A 指定管理委託料のほうは、コロナの影響によって赤字が出てしまったときの補填という意味合いがありまして、令和4年度はその影響がなかったため支出しなかったと

いうことになります。

以上です。

Q よろしくお願ひします。

102ページの松原公園事業、管理事業についてお聞きしますけれども、事業の内容の中に公園施設管理、夏季駐車場管理含むと書いてあって182万5,000円あるんですけれども、この182万5,000円というのは駐車場を管理する人たちの夏季の手当と考えてよろしいんですか。

A すみません、こちら松原公園の主管課は土肥支所のほうになりまして、観光商工課は下から2番目の松原公園の整備工事のほうになるので、ちょっと内容については、私のほうからすみません、お答えは今分からないというところになります。

以上です。

○委員長 ということでしたので、後ほど個別にお願いします。

Q よろしくお願ひします。

附属説明資料の94ページ、企業誘致推進事業、創業者支援補助金として8件で412万2,000円あったということですがけれども、この起業された方はどのような職種の方だったんでしょうか。

A 主に飲食店の方が多い傾向になっております。

以上です。

Q それは移住してきた方なのか、あるいは市内の方が創業したのか、そこまで分かりませんか。

A すみません、ちょっと正確な人数は今分からないんですけれども、移住された方もいらっしゃいますし、もともと市内に住まわれていた方が新たに起業されたというケースもございます。

以上です。

Q 説明資料でいくと99ページからになりますけれども、観光商工課が所管している観光施設管理費の中の借地料について伺います。

それぞれの施設、幾つかの施設を管理しているわけですがけれども、借地料があるものが複数あります。令和4年度に借地料の見直し、あるいは地主さんと借地料の交渉をし

たところがあるかを教えてください。1つの施設で年間1,000万を超える借地料を払っている先もあります。借地料について市との契約を見直す規定があるということも以前伺っていますが、令和4年度においては借地料の交渉をしたところがあるのか。その結果として、借地料が前年より下がったところがあるのかとかということをお願いいたします。

資料だけ見ると、天城会館が1万1,000円だけ下がっているようにも見えるんですけども、それでほかはどうなのかなと思って、今気になって確認をさせていただきたいと思っております。

- A 令和4年度につきまして、借地料の金額の見直しというのは、まだちょっと契約の期間中なものですから、借地料の交渉については行っておりません。借地解消については、虹の郷では行っているんですけども、金額の交渉については行っておりません。
- 以上です。

- Q 説明資料の94ページの下のほうなんですけれども、産業強化事業の⑦の観光地の再生事業、当初予算でも新規事業で観光拠点再生事業ということであったんですけども、令和4年度は観光庁の補助を受けて、総額20.5億円というかなり大きな事業なんですけれども、担当課としては、あくまでも地域計画の策定ということだそうなんですけれども、具体的にこの事業を活用して事業が行われた内容的なもの、分かっている範囲でいいんですけども、具体的にどうで、どのようなことが行われたということを教えてくださいいただけますか。

- A 具体的には、多くが宿泊施設の外もそうですけれども、中側、内側の改修というものが主になります。ですから、なかなか目につかない部分もあるかと思いますが、あとは廃屋の撤去というものもありますので、中にはちょっと廃屋で景観を損ねているというような建物がなくなったケースもございます。

あとは、実証実験ということで、市長も利用いただいたんですが、昨年度は船橋から修善寺までのダイレクトバス、これがちょっと金額忘れてしまいましたけれども、かなり安価な価格でやったと、そういったものが事業としてございます。

- Q あのダイレクトバスもこの事業だったんですね。

観光地の再生ということで期待感が大きいんですけども、廃屋の撤去は、具体的な場所分かりますか。

- A 指月殿に向かう階段からの指月荘があった、今向かって左側のところが更地になっ

ています。右側の建物もまだ全部解体は終わっていないんですが、あそこも対象で、今年度また継続でやるようにたしかになったと思います。

Q よろしくお願ひします。

説明資料95ページです。緊急経済対策事業のうち一番下の経済変動対策貸付利子補給金について伺ひます。

これ支出が1,722万5,000円ということで、財源は繰入金の1,722万4,000円なんですけれども、これ恐らく新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金という基金を取り崩して充てていますよね。これ3年間の利子補給の事業なんですけれども、これ4年度から多分始まっていると思うんですよ、利子補給については。3年間だから、4、5、6ということで3年間だと思うんですけれども、基金のほうの残高見ますと、令和4年で837万6,000円なんです。令和6年まであと2年間あるんですけれども、この辺の財源の融通はどういうふうに考えているのか。ちょっとその対象の年数が違っていたらまた御指摘いただきたいんですけれども、その辺の財源のことについて伺ひます。

A こちらの利子補給のほうなんですけれども、事業年度は今年度で終了になります。でするので、今年度が終わったら事業が終了という形になります。

以上です。

Q これ基金の財源は恐らくあれですかね、国のほうの地方創生の臨時交付金を充てていたと思うんですけれども、令和5年度で終わりだということなんで、この今の基金残高で足りるかどうかはよく分からないんですけれども、4年度の実績を見ると。ですから、実際5年度でこの事業は終了するので、基金自体はそこで全て取り崩して終わりにするのか、その辺だと思うんですけれども、ちょっと令和4年の決算の審査なので、その基金を使った財源、その辺の考え方について、将来的にはどういうふうに考えているのかというのをちょっと聞きたいと思ひますけれども。

A こちら3年間の融資の利子補給になるんですけれども、一部の方は既に返された方もいらっしゃるんで、余るところが想定されます。そのお金を国に戻すのかどうするのかは、ちょっと今後の協議になろうかと思ひます。

以上です。

Q 分かりました。

(委員間討議) なし

A 先ほどのお二人の委員の質問について回答させていただきます。

3頭の死亡原因につきましては、補助金申請の受付時に死因までは求めていないというような形になっていまして、それについては結局は不明になっております。ですが、仮に重大な問題等がありましたら東部家畜保健事務所のほうから連絡があると。もちろんそちらの助成の申請について、産廃の処理のマニフェストのほうを添付させていただいてもらっております。それを衛生上問題なく産廃処理したものについてのみ助成したというような形になっております。令和4年度につきましては、3件の申請があったというような形です。

あと、委員の質問についてなんですけれども、補助金と助成金というような形になっています。結局は似たような内容なんですけれども、微妙な違いがあります。どうしても補助金の交付要領につきましては、補助金というような形で名称を使っております。こちらの決算書の記載につきましては助成金というような形で記載があるものですから、そちらのほうを今後なるべく統一するような形で記載をしていきたいと、そのような形で思っております。

以上です。

A すみません、ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。

まず、決算の成果説明資料の101ページの修善寺自然公園管理事業の3番、事業の成果の入園者数が15万3,130人となっております。決算概要報告書の70ページの④修善寺自然公園の令和4年度の入園者数が12万6,461人となっているんですけれども、こちらすみません、70ページのほうが誤りでして、成果資料の101ページの15万3,130人が正しいですので、ちょっとすみません、こちら訂正のほうよろしく願いいたします。

以上です。

【総務経済委員会】

議案第49号 令和4年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について	【所管科目】
----------------------------------	--------

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。